

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 24 年 12 月 21 日 (金)	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 4 時 35 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、秋元副委員長、成田・小貫・鈴木・上野・ 林下各委員		
説明員	教育長、総務・財政・教育各部長、総務部・教育部両参事、 会計管理者、消防長、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、小貫委員、上野委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

○委員長

「『防災行政デジタル無線装置』及び『指定避難所標高表示標識板』の設置並びに『指定避難所備蓄品』の配備について」

○（総務）小濱主幹

防災行政デジタル無線装置及び指定避難所標高表示標識板の設置並びに指定避難所備蓄品の配備を行ったので、報告いたします。

まず、防災行政デジタル無線につきましては、災害時に災害対策本部を設置する市役所本庁のほか、市立病院及び指定避難所の通信の確保を目的として整備を行ったもので、第 2 回定例会で物品契約について可決いただき、10 月 31 日をもちまして無線装置の設置を完了したものであります。

設置箇所は市役所本庁舎、市立病院 2 か所及び指定避難所 69 か所の計 72 か所となっております。

次に、指定避難所標高表示標識板の設置につきましては、現在設置しております指定避難所の標識板を、標高表示を加えたものに取り替えるもので、5 年計画の 1 年目となる今年度は、潮見台小学校など 22 か所に新たに設置したものです。

指定避難所備蓄品の配備につきましては、これまでのアルファ米やクラッカーなどの備蓄品に加え、石油ストーブや組立て式簡易トイレ、床敷きシートなどを配備いたしました。標識板設置同様、5 年計画の 1 年目となる今年度は、潮見台小学校など 22 か所で配備を実施したものです。

○委員長

「『泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（案）』について」

○（総務）小濱主幹

泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（案）について報告いたします。

昨年の福島第一原発事故以降、小樽市を含めた後志管内の自治体は、泊発電所の安全対策等に係る情報提供や意見を述べる仕組みづくりについて、北海道及び北海道電力株式会社に対して求めてまいりました。本年 7 月に、泊発電所周辺 4 町村を除く後志管内の 16 市町村と北海道及び北電において、泊発電所周辺の安全確認等を行うことを目的として締結する協定書（案）が北海道から示されたことから、9 月の当委員会で報告したものであります。

この協定書（案）につきましては、10 月中旬に 16 市町村で構成する泊発電所周辺市町村協議会が設置され、これまで 2 回の会議を開催し、検討を進めてきましたが、このたび本協議会の意見を踏まえ、北海道から最終案が示されました。本年 7 月に示された当初案の主な項目としては、意見交換を行う連絡会の設置や環境放射線の測定、平常時や異常時の北電からの通報連絡などが規定されておりました。最終案につきましては、これらに加え、連絡会において相互に意見を申し述べる機会の確保や立入調査の同行、損害賠償に関する規定が協定書（案）に盛り込まれたものであります。さらに、協議会の意見を踏まえ、風評被害についても規定されることとされました。

また、協定書（案）につきまして、本市ホームページで市民からの意見を募集いたしました。提出された意見等はありませんでした。

この協定書（案）の今後の取扱いについてですが、年末に予定されている泊発電所周辺市町村協議会で最終協議を行い、16 市町村の合意がなされた後、年明け後に北電、北海道、16 市町村の 18 者間で協定を締結することとして

おります。

小樽市といたしましては、UPZを包含する後志管内16市町村が一つになって、原発の安全確認などに関する協定を結ぶことは、住民の安全・安心の確保とともに、環境の保全を図るため、意義があるものと考えており、内容につきましても評価できるものと判断し、協定書最終案に同意したいと考えております。

#### ○委員長

「小樽市自治基本条例策定委員会からの『小樽市自治基本条例に関する提言書』について」

#### ○（総務）企画政策室薄井主幹

平成24年10月4日に、小樽市自治基本条例策定委員会から、小樽市自治基本条例に関する提言書が市長に手交されましたので、報告させていただきます。

小樽市自治基本条例に関する提言書の作成に当たっては、学識経験者、民間団体、学生などで構成された小樽市自治基本条例策定委員会が、22年8月の発足から約2年間、計26回にわたって、条例の基本的な考え方や条例に盛り込むべき内容について議論を重ねるとともに、市民の皆さんに参加いただき、ワークショップやフォーラムを開催してきました。

提言書は条文の形になっており、本市が抱えている地域課題を十分理解しながら作成されたものであり、よりよい小樽をつくるため、市民の皆さんと小樽市がどのように協力していくかをまちづくりの基本として検討されてきたものであります。

現在、提出されました提言書を基に、条例の原案作成に向けて検討を行っているところであり、その後、パブリックコメントで市民の皆さんから意見を伺った上で、平成25年第2回定例会において条例案を上程させていただきたいと考えております。

#### ○委員長

「石狩湾新港管理組合の協議案件等について」

#### ○（総務）企画政策室山本主幹

石狩湾新港管理組合からの協議案件等について、2件報告いたします。

初めに、石狩湾新港港湾計画の一部変更（案）について、石狩湾新港管理組合から、11月21日付けで事前協議がありましたので、説明いたします。

今回の港湾計画の変更は、大きく分けて2点の変更となっております。1点目が、西地区における北海道電力のLNG火力発電所建設計画に伴い、港湾環境整備施設計画と土地利用計画を変更するもの、2点目が再生可能エネルギー源を利活用する区域の設定を行うものであります。

まず、港湾計画の変更理由でございますが、お手元の資料をごらんください。

1点目が、「立地企業の要請に対応するため、西地区において、土地利用計画を変更する」、2点目は、「既存の港湾機能と工業用地を分離するとともに、港湾利用者に良好な環境を提供するため、西地区において、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する」であり、この1点目と2点目がLNG火力発電所に関連する事項です。

次に、3点目ですが、「地球温暖化対策の推進に向け、再生可能エネルギーを目的とした事業ニーズに対応するため、港湾空間の適正かつ効率的な利用を踏まえ、本港地区において、再生可能エネルギー源を利活用する区域を設定する」。これは洋上風力発電の区域の設定に関する事項です。

そして、4点目ですが、「港湾利用やサービスの向上を図るため、港湾の効率的な運営に関する事項を追加する」というものです。

続きまして、計画変更の内容についてです。

まず、1点目の港湾環境整備施設計画と土地利用計画の変更についてですが、資料2枚目の港湾計画変更（一部変更）の概要Iをごらんください。

これは、LNG火力発電所建設計画に伴い変更するもので、左の図が既定計画、右の図が今回の変更の計画案となっております。右の図をごらんください。中央部赤色の部分が発電所建設予定地であり、既定計画の土砂処分用地を工業用地に変更するものであります。

次に、工業用地の右側で緑色に着色している部分が、既定計画である港湾関連用地の一部を緑地へと変更するものであり、既存の港湾機能と工業用地を分離するとともに、港湾利用者に良好な環境を提供するために変更を行うもので、緑地を計画している港湾環境整備施設計画の変更にも該当するものであります。

次に、工業用地の左側になりますが、こちらは既定計画である廃棄物処分用地を、海面処分用地と名称変更を行うものであります。これは、しゅんせつ土砂の処分用地としての利用目的に変更はありませんが、今回の土地利用計画変更に合わせて、現行に適した名称へと変更するものです。

以上が、LNG火力発電所建設計画にかかわる変更部分です。

次に、2点目の再生可能エネルギー源を利活用する区域の設定についてですが、資料3枚目の港湾計画変更（一部変更）の概要Ⅱをごらんください。

左の図が既定計画、右の図が今回の変更の計画案となっております、右の図の緑色で囲っている部分を、再生可能エネルギー源を利活用する区域として設定しようとするものであります。

指定する範囲は北防波堤、検疫区域、港湾区域から、それぞれ保安距離を250メートル確保し、約500ヘクタールの面積を設定するものですが、今回の区域の設定は、港湾管理者の権限の及ぶ区域の中で、現状及び将来の港湾の整備や管理・運営に支障を生じない範囲のみを設定したものであります。

なお、今回の区域の設定は洋上風力発電を想定して設定しているものですが、陸上における風力発電については検討の結果、区域の設定は行わず、個別に事業者と協議を行うものと聞いております。

次に、資料の1枚目に戻っていただきまして、計画変更の内容の3点目であります。港湾の効率的な運営に関する事項の追加といたしまして、「本港の運営に関わる背後地域等との連携を通じて、一体的かつ効率的な運営が図られるよう取り組む」を港湾計画へ追加するものであります。こちらについては、今回の発電所建設計画や再生可能エネルギーの区域設定との関連はありませんが、港湾計画の変更を行う場合には、新たに表記の事項を港湾計画の中に盛り込むよう国から通達があったことから、今回の変更に合わせて追加するものです。

以上が、港湾計画の一部変更の概要です。

なお、本件につきましては、小樽商工会議所及び小樽港振興会に意見照会をしまいましたが、それぞれ意見がない旨の回答がありました。市といたしましては、これらも踏まえて検討した結果、本件につきましては同意いたしたいと考えております。

また、管理組合からは、今回の変更については、石狩湾新港地方港湾審議会、国の交通政策審議会を経て、年度内に手続を完了したいと聞いております。

次に、平成24年第3回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る10月31日に開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案はなく、報告第1号として、平成23年度管理組合各会計歳入歳出決算に関する件について報告があり、認定されました。

#### ○委員長

「新地方公会計制度に基づく平成23年度小樽市の財務4表について」

#### ○（財政）財政課長

新地方公会計制度に基づく平成23年度小樽市の財務4表を作成いたしましたので、報告いたします。

資料1をごらんください。

初めに、財務4表の概要についてであります。

本市では、20年度決算から、国が示した作成方式であります総務省方式改訂モデルを参考にして、普通会計と市の全会計をあわせた財務書類の作成を行い、21年度決算からは、市の全会計のほか、市が負担金や出資金などを支出している一部事務組合や第三セクターなどを含めた連結ベースでの財務 4 表を作成しております。これにより、本市を中心とする行政サービス提供主体の財務状況の一体的な把握が可能となったものです。

なお、本市では、表にありますとおり、石狩湾新港管理組合のほか、九つの組合や広域連合、公社などが連結対象となっております。

次のページ、財務 4 表の概略をごらんください。

左側の「(1) 貸借対照表」をごらんください。

この表は、年度末時点において、これまで形成された建物や土地などの資産と、その資産の形成に当たり、将来支払が必要な財源である負債、そして資産と負債の差額で、これまでに返済を終えた金額である純資産を示したものです。

左側の資産の部は、市が保有している財産であり、資産の合計は2,796億5,400万円となっております。資産のうち、主なものを抜粋して説明いたしますと、「1 公共資産」のうち、有形固定資産は道路や建物、上下水道などがありますが、これらはこれまでの建設事業費の累計値を取得原価として、耐用年数に基づき減価償却を行って算出しております。また、下の売却可能資産は、普通財産のうち売却可能なものについて、現在の財産内訳書の掲載価格を基に算出しております。

右側の負債の部は、地方債や退職手当引当金など将来負担する金額であり、負債の合計は1,292億4,400万円となっております。

その下の純資産の部は、資産と負債の差額で正味の資産を表しており、これは資産の形成に当たりこれまで負担した部分で、純資産の合計は1,504億1,000万円となっております。

次に、左側下段の「(2) 行政コスト計算書」をごらんください。

この表は、1年間の市の経常的な行政活動のうち、資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費コストと、その財源となる使用料・手数料等の収入の関係を示すもので、民間企業会計の損益計算書に当たるものです。経常費用1,104億7,500万円に対しまして、サービス利用に対する対価である経常収益は437億200万円、経常費用から経常収益を差し引いた純経常行政コストは667億7,300万円となります。

次に、「(3) 純資産変動計算書」をごらんください。

この表は、「(1) 貸借対照表」の純資産が1年間でどのように増減したかを表しております。23年度は、10億4,800万円資産額が増加しております。

最後に、「(4) 資金収支計算書」ですが、これは、1年間の行政活動に伴う資金の増減を、性質の異なる三つの活動、経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支に区分して整理したものです。23年度は、経費負担割合の変更に伴う差額を含め、10億1,400万円増加しております。

次のページには、今説明させていただきました各表の概要と、各表から読み取れる情報を前年度との比較で記載しております。ここでは、主なものについて説明いたします。

まず、貸借対照表についてですが、一番下の市民 1 人当たりの貸借対照表をごらんください。

23年度は、市民 1 人当たりで214万9,000円の資産を持ち、一方、抱える負債は99万3,000円、純資産は115万6,000円となっております。純資産につきましては、22年度に比べて2万2,000円増加しています。

1枚おめくりください。

次は、行政コスト計算書についてです。

「市民一人あたりの経常費用、経常収益、純経常行政コスト」をごらんください。

23年度は、市民 1 人当たりの経常費用は84万9,000円、経常収益は33万6,000円、経常費用から経常収益を差し引

いた純経常行政コストは51万3,000円で、22年度に比べ1万6,000円増加しています。特に、経常費用の中で、社会保障給付などの移転支的コストが、22年度に比べて1万1,000円増となっております。

次に、純資産変動計算書についてです。23年度は、純経常行政コストは増加、ここでは純資産の減要素ですのでマイナス表示となっておりますが、コストとしては増加しているものです。それがありませんが、市税や地方交付税などの一般財源や、国・道補助金などにより財源調達した結果、23年度末の純資産残高は10億4,800万円増の1,504億1,000万円となっております。

1枚おめくりください。

次に、資金収支計算書についてです。

23年度の収支状況をトータルで見ますと、市税や地方交付税などを主な収入とする経常的収支で生じる資金の余剰分は、市債の元金償還などを主な支出とする投資・財務的収支で生じる資金の不足分に充てられるのが、この表から読み取れるところがございます。

なお、資料2につきましては、ただいま説明差し上げた内容を総務省から示されております統一様式に当てはめた、細かな財務書類となっております。本日は、資料1でその概略を説明させていただきましたので、そちらの資料については説明を省略させていただきます。

終わりになりますけれども、今後につきましては、類似団体との比較なども考えていかなければなりません、それぞれの団体によって、連結対象となる会計や、関係団体の状況が異なっておりますので、今回つくったようなこれらの資料について、どのような比較が可能なのかということを含めまして、引き続き研究してまいりたいと考えております。

なお、本日説明させていただきました財務4表につきましては、今後、市のホームページをはじめ、広報おたるなどにも掲載し、財務状況の公表を行ってまいりたいと考えております。

## ○委員長

「教職員給与費の適正執行等に関する調査の結果について」

## ○（教育）学校教育課長

教職員給与費の適正執行等に関する調査の結果について報告いたします。

道教委が昨年11月から、平成18年度から22年度の5か年分について、教職員給与費が適正に執行されているかなどについて、札幌市を含む道内の公立学校について、出勤簿、休暇等処理簿等の関係書類を確認する、関係職員から聞き取り調査を行うなどの方法により調査を実施し、この調査報告が11月26日に公表されました。

この調査報告の本市の状況について通知がありましたので、報告いたします。

資料をごらんください。

この表の数字は、18年度から22年度まで、当時在籍していた学校となっており、原因校ベースということで集計しております。上段は全道の状況、下段は小樽市の状況となっております。

「1－（1）教職員の職務専念義務が遵守されていなかったもの」として、四つの調査が行われております。

「①勤務時間中の職員団体活動に関する調査」については、小樽市はございません。

「②勤務時間中の職務専念義務の遵守に関する調査」については、小樽市は学校数2校、人数2人、延べ回数5回、給与の返還対象時間数は12時間となっております。

「③長期休業期間中における校外研修に関する調査」については、小樽市は学校数4校、人数5人、延べ回数6回、給与の返還対象時間数は48時間となっております。

「④勤務時間の遵守に関する調査」については、小樽市は学校数9校、人数17人、延べ回数29回となっておりますが、早帰りなどの勤務を欠いた時間が30分以上ある給与の返還対象は、学校数6校、人数12人、延べ回数20回、給与の返還対象時間数は41時間となっております。

この四つの調査の計は、学校数14校、人数24名、延べ回数40回、うち返還対象は学校数11校、人数19人、延べ回数31回、給与の返還対象時間数は101時間となっております。

裏面をごらんください。

「1－(2)勤務時間の遵守に関する調査の中で、不適切であったことを裏付ける本人の証言は得られなかったが関係書類の記載内容及び聞き取りの内容から明らかに不自然であると判断されるもの」は、学校数7校、人数75人、延べ回数126回であります。

先ほどの四つの調査を合計しますと、学校数14校、人数97人、延べ回数166回であります。

なお、道教委からは、これらに係る返還額や処分等について連絡が来ていないので、今後、在籍校ベースの調査結果についてもあわせて連絡が来ると思われますので、連絡があり次第、それについても議会に知らせて、適切に対応したいと考えております。

最後に、2の主任手当の支給額の算定が誤っていたものですが、小樽市は過大支給として学校数37校、976日、過大支給額19万5,000円、支給不足として学校数35校、407日、支給不足額として8万1,000円であります。

#### ○委員長

「『高機能消防指令センター新指令システム』の整備状況について」

#### ○(消防)警防課長

高機能消防指令センター新指令システムの整備状況について報告させていただきます。

消防本部では、平成28年5月末が期限とされている消防救急無線のデジタル化の推進に向け、23年度から3か年計画で高機能消防指令センターの整備を行っておりますが、現在、改修工事がおおむね終了し、新指令システムの機器の導入、積載を進めております。これら機器設置につきましては2月中旬に完了し、その後、調整作業及び職員員の運用訓練を行い、25年3月中旬をめどに運用を開始する予定であります。

新指令システムの主な特徴であります。消防車や救急車の現在地をリアルタイムに把握する出動車両運用管理装置のほか、119番通報を行った際、その発信地を地図上に表示する位置表示システム、また市内の道路状況や雨量、積雪の変化などをリアルタイムの映像で確認する高所監視カメラを設置するなど、いずれの機能におきましても、災害時の被害軽減と救命率の向上が図られるものと考えております。

以上の新指令システムを最大限活用し、本市が掲げる安全・安心で住みやすいまちづくりに努めてまいります。

#### ○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第19号について」

#### ○(教育)総務管理課長

議案第19号について説明いたします。

本議案につきましては、花園小学校校舎耐震補強ほか改修工事におきまして、現地調査の結果、外壁の亀裂及びモルタルの剥離部分の補修面積を追加し、また窓ガラスの劣化したコーキングを除去し、再施工することなどが必要になったことに伴い、請負金額を1億5,120万円から1億6,999万5,000円とする請負変更契約を契約の相手方である阿部・西條・板垣共同企業体と締結するものであります。

#### ○委員長

「議案第26号について」

#### ○小貫委員

議案第26号小樽市非核港湾条例案について、提案趣旨説明を行います。

本会議で詳しく説明しておりますので、簡単に提案いたします。

10月22日、スイスなど国連加盟34か国が、国連総会第一委員会で核兵器の非人道性に懸念を表明し、核兵器が使

用されない唯一の保証は全面廃絶だとして、すべての国は核兵器を非合法化する努力を強めなければならないとする共同声明を出しました。しかし、日本は、声明への参加を求められましたが、拒否いたしました。国際的に核廃絶を求める声広がる一方で、被爆国である日本政府の態度は残念でなりません。

小樽市は、核兵器廃絶平和都市宣言を行った市として、核廃絶の世論を喚起していくためにも、核の持込みを許さない非核港湾条例の制定を望むものです。

委員各位の賛同を呼びかけまして、提案説明といたします。

#### ○委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合、一新小樽の順といたします。

共産党。

---

#### ○小貫委員

##### ◎新・市民プールについて

最初に、プールについて質問いたします。

今定例会、一新小樽の安齋議員の一般質問で、実施設計の最終年度である新年度の予算編成での考えについての質問に対して、教育長は、引き続き鋭意検討を進めていくと答弁しています。第 6 次総合計画の前期実施計画の中で、平成 25 年度までに基本設計と実施設計を行うとしています。基本設計はいつ行う見込みで、実施設計はいつ行う見込みなのか、具体的なプランを示していただきたいと思えます。

##### ○（教育）生涯スポーツ課長

新・市民プール整備事業の実施計画についてですが、現在、教育委員会では、建設コスト、ランニングコスト、規模、管理・運営方法、建設場所などについて、調査検討を行っているところでございます。今後、市長部局と実施計画についても検討を進めてまいりたいと考えております。

#### ○小貫委員

そこまでは前回の当委員会でも聞いています。問題は、その基本設計をいつまでに行うつもりでいるのか、実施計画はいつまでに行うつもりなのかということを表示していただきたいのです。

##### ○（教育）生涯スポーツ課長

計画の進め方についてでございますが、繰り返しになりますが、現在、調査検討しているところでございます。その実施計画も含めて、今後、市長部局と協議してまいりたいと考えております。

#### ○小貫委員

それでは、市長部局との協議で、いつまでに行うかということを決めるということなのですね。

##### ○（教育）生涯スポーツ課長

そういう方向で進めていきたいと考えております。

#### ○小貫委員

それでは、その市長部局との協議というのはいつ行う予定なのですか。

##### ○（教育）生涯スポーツ課長

先ほども答弁しているとおり、現在、調査検討を行っており、教育委員会の方向性をまとめていき、市長部局と協議を進めていきたいと考えております。

#### ○小貫委員

それがいつまでという予定なのですかということなのです。

○（教育）生涯スポーツ課長

新年度予算編成に向けて検討をしていきたいと考えております。

○小貫委員

ということは、新年度予算は今年度中ですから、今年度中は協議を進めるということによろしいですね。

○（教育）生涯スポーツ課長

今、教育委員会の調査研究をまとめながら、教育委員会の方向性を含め、また実施計画等も含めた中で、新年度予算に向けて検討してまいりたいと考えております。

○小貫委員

平成24年度教育委員会の事務の点検及び評価報告書の28ページに、新・市民プールの整備については、前期実施計画に基づき検討を進めていくとあります。ということは、これに照らすと、新・市民プールの建設は、後期計画に持っていくつもりはないということによろしいのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

先ほどから答弁を繰り返しておりますけれども、建設適地、小樽公園周辺の学校適正配置の進捗状況を視野に入れ、その方向性が見えたらということで、今、そこも含めまして、教育委員会の調査研究をまとめているところありますので、計画等も含めまして、新年度予算編成に向けて、市長部局とこれから協議していきたいと考えております。

○小貫委員

この間、こうした質問に対して、市長部局との協議というのは何度も答弁に出てきているのですけれども、協議の中身というのは進展しているのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、本市所有の土地の有効活用を基本に、現在、小樽公園周辺の学校適正配置の進捗状況を見極めながら、全国を含めて、その土地の活用や、固定的な物の考え方をしない中での調査をしているところでございます。

○小貫委員

質問とかみ合っていないように思うのですけれども、要は、協議の中身については、この間、市長部局とたぶんやってきているとは思いますが、教育委員会が全くやっていないとは言いません。その中身が、市長部局との協議を重ねながら一定程度進んで、今の到達点として、課長の答弁になっていると思うのです。それがどのように市長部局との協議を重ねる中で進展していったのかということをお示しいただきたかったのです。

○（教育）生涯スポーツ課長

同じことの繰り返しになりますけれども、今までは市内中心部ということで考えてきておりました。なかなか土地が見つからないことから、小樽公園周辺の学校適正配置等を視野に入れて、今、検討しているということで、教育委員会では考えております。

○小貫委員

前回の当委員会において、建設地については、今、いろいろなパターンを検討しているということで答弁していましたが、公表できなくてもいいですから、今、幾つパターンが教育委員会の頭の中にはあるのか、それを示すタイミングはいつなのか、お示してください。

○（教育）生涯スポーツ課長

幾つかパターンを検討しているのか、また示すタイミングはいつかとのことですが、建設適地、建設コスト、規模などについて、先ほども話しましたように、小樽公園周辺の学校適正配置の進捗状況を見極めながら、今、調査検討をしているところありますことから、今お示しすることはできません。先ほどの答弁の繰り返しにもなり

ますけれども、新年度予算編成に向けて市長部局と協議の上、話すことができる時期を見つけていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○小貫委員

あまり御理解したくない答弁なのですが、候補地は幾つぐらいにまで絞ったということぐらいは言えないのでしょうか。

○教育部長

生涯スポーツ課長から答弁を申し上げておりますが、この新・市民プールにつきましては、総合計画の前期実施計画の中で、基本設計、実施設計が盛られているところであります。教育委員会としては、鋭意、建設地あるいは規模などについて引き続き検討を進めておりますが、一定の方向性といったものを新年度の事業の中に組み込むことができるかどうか、その辺を市長部局と詰めていかなければならないという認識は持っております。その中で、幾つかのことは想定されますが、現在その段階でございますので、最終的な意思形成過程ということも含めまして、いましばらく時間をいただきたいと考えています。

○小貫委員

それでは、次回の総務常任委員会には、一定の到達点を示してもらえると考えてよろしいですか。

○教育部長

新年度の事業の中でどういう形になるかということで、市長部局と今後詰めていかなければならないと考えております。そこで一定の方向性が出れば、当然、議会にも示すという形になろうと思えます。

○小貫委員

対応する市長部局はどこになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室長

教育委員会との協議は、私ども総務部が中心になって、また、財政の面もございますので、その関係部が集まって協議するという形にしておりますし、今後もするという形になると思えます。

○小貫委員

ぜひ総務部、財政部と一緒に、次回の当委員会にはうれしい知らせを持ってきていただきたいと思えます。それは要望して、次の質問に移ります。

◎放射線副読本について

放射線の副読本についてなのですが、林下委員がこの間、一般質問と予算特別委員会でも取り上げていましたが、要は同じようなことが書いてある副読本です。それで、本年 3 月の当委員会で取り上げたのですが、新しくなる前の副読本の活用は小学校 9 校、中学校で 4 校というお話でした。昨年 11 月に新しく作成された副読本については、市内の小・中学校でどの程度活用されているのかお聞かせください。

○（教育）指導室石山主幹

文部科学省が発行いたしました新しい放射線の副読本の活用についてでございますが、教育活動等に関する調査によりますと、各学校からの報告では、すべての学校で活用しているということでございます。

○小貫委員

それでは、教育委員会として、この副読本の活用についてどのように対応してきたのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

この副読本につきましては、道教委、市教委を経由せずに、各学校に直接郵送されているということでございます。市教委といたしましても、その活用につきまして通知等は出しておりません。それぞれの学校の判断で、授業のねらいに沿って活用いただいているものと思っております。

○小貫委員

それでは、北海道教育委員会としては、この副読本の活用についてはどういう立場なのでしょう。

○（教育）指導室石山主幹

道教委の立場についてでございますが、先ほども述べましたとおり、この副読本につきましては道教委、市教委を經由しておらず、学校に直接送付されたものであります。もちろん、その後の活用にかかわる道教委の通知等もございませんので、道教委も市教委と同様の立場であると思われま

○小貫委員

この副読本の中身はやはり問題だと思うのです。「事故後しばらくたつと、放射性物質が地面に落下などすることから、それまでの対策を取らなくてもよくなることを理解できるようにする」と、指導上の留意点ということで教員用の本に書いてあるわけです。

それで、前の副読本は小学校 9 校、中学校 4 校ということだったのですけれども、今回はなぜ全学校で活用されたのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

各学校での活用についてのお尋ねでございますけれども、そもそも学習指導要領には原子力エネルギー資源に関する事項ということで、小学校 3 年生以上なのですが、社会科、理科、技術・家庭科等におきまして、そういったものに関連する学習項目がございます。そういった中で文部科学省から直送されたものではあります

○小貫委員

具体的にどのように活用されているかというお話は聞いていたりするのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

具体的にどの場面でということまでは押さえておりませんが、ただ社会科、理科の時間で活用しているのが一番多いという状況はつかんでおります。

○小貫委員

その状況というのはどうやってつかんだのですか。

○（教育）指導室石山主幹

状況をどのように把握したかということですが、道教委の調査で、先ほどもお話ししました教育活動等に関する調査というのがございます。そのものに限っての調査ではなく、幅広い全教育活動についての調査であります。その中で、ほかの副読本の活用についても、例えば北方領土、アイヌの人たちの歴史や文化に関する学習などの資料、薬物乱用防止関係の資料などについて、どのような活用がそれぞれの学校でなされているのか、又はどのような教科等の場面で活用されているのかという調査がござ

○小貫委員

あまりよくない中身だと私は思いますので、ぜひ活用方法については、市教委としてももう一度検討していただきたいと思

◎学校給食の取組について

次に、学校給食の取組について伺います。

まず、現在の新学校給食共同調理場の建設進行状況についてお聞かせください。

○（教育）学校給食課長

新共同調理場の新築工事の進捗状況についてでございますが、工事につきましては、現在、予定どおり順調に進んでおります。12 月中には本体建屋の完成を見ることとなっております。また、平成 24 年度中に工事全体で進捗率

35パーセントということを目指しまして、現在、進めているところでございます。

○小貫委員

今年度、地元食材の給食の日があったということを知っているのですが、内容と反応を説明してください。

○（教育）学校給食課長

地元食材を使った給食でございますが、8月30日に野菜の日ということで、小樽産ナス、後志産の赤ピーマンなどを使いました夏野菜カレーというメニューを実施しました。児童・生徒の皆さんには大変好評を得まして、今後もこのような取組を続けてほしいという御意見をいただいております。

○小貫委員

それは今年度1日ということだと思いますが、来年度以降、日程の増加等は考えられるのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

来年度の取組につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

○小貫委員

先ほど、新共同調理場が平成24年度中に進捗率35パーセントを目指しているということでしたが、従来言っているように、新共同調理場1か所になった場合に、2時間以内の喫食ということが大変問題になると思うのですが、このことへの対応は現在どのようなようになっているのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

2時間喫食の対応につきましては、新施設での調理作業工程のチェック、配送体制の検討などを重ねまして、2時間以内に食べることが可能となるように、現在、計画を立てているところでございます。

○小貫委員

◎学校給食の公会計化について

本年3月の当委員会で給食の公会計化について質問しました。そのことに関連して伺いますけれども、そのときに検討課題だと述べていました。その後、検討してきたことが具体的にあれば説明してください。

○（教育）学校給食課長

公会計への移行の問題につきまして、具体的な検討作業にはまだ入ってはおりませんが、現在、公会計をとっている他の自治体に、業務の流れや問題点などを伺っている最中でございます。

○小貫委員

第3回定例会本会議での千葉議員への答弁では、公会計によって事務量が増加するというふうに答えているのですが、具体的にどのような事務が増えるのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

公会計化によりまして、市内全学校の給食費を管理する部門が一元化されることで、これらを担う部門の絶対的な事務量が増大すると思われれますが、その一方で各学校における事務量は減る部分もございますので、これら事務量の増減につきまして、今後詳しい分析をする必要があると考えております。

○小貫委員

前に質問したときは、たしか現金収納は2.1パーセントしかなくて、あとは銀行振り込みや口座振替だということだったのですが、それでもやはりそれだけの事務量というのは過大になるのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

全体の2.1パーセントということでございますけれども、各学校に分散している形になりますので、それらの現金管理を一元化することは大変な事務量の増大になると考えております。

○小貫委員

そのときに道内13市が公会計化をしていると答弁しています。三笠市は少子化対策として給食費無料ということ

を行っていますけれども、ほかの市についてはなぜ公会計に踏み込んだのか、公会計化の目的について幾つかの市の例を説明してください。

○（教育）学校給食課長

公会計化の目的でございますけれども、現在、公会計を採用している室蘭市と北見市に尋ねたところ、この両市は従前より公会計をずっと採用しているところでございますが、この目的につきましては、会計管理の責任を明確にするためと聞いております。

○小貫委員

私たちが公会計化を求める理由は、明確な会計をするということと、ぜひ一般会計から繰り入れて、給食費の減免を行ってほしいという願いからなのですけれども、他都市で給食費の減免を行っている例を押さえていましたらお聞かせください。

○（教育）学校給食課長

道内の人口10万人以上の9市に尋ねたところでございますが、生活保護や就学援助以外に独自の減免を行っているところはないと聞いております。

○小貫委員

子育て世代の負担を減らしていくことが、子育て世代の市外流出を防ぐとともに、市外からの転入にも結びつくのではないかと私は思うのです。それで、給食費の減免について、例えば3子以降は減免する、無料にする、半額にする、ここでは具体的には提示しませんけれども、そういった子育ての応援の対策として何か考えられないでしょうか。

○（教育）学校給食課長

本市におきましては、生活保護、就学援助といった生活に困窮している方への減免を行っておりますので、現在のところ、これ以上の減免については考えておりませんが、今後、他都市の状況についていろいろと尋ねて、調査してまいりたいと考えております。

○小貫委員

今年度から、給食費が値上げになっています。この値上げの増収分は幾らになるのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

平成24年度につきましては、米、パン、牛乳といった主食分の価格上昇分について、月額50円の値上げをいたしました。このことによる増収分につきましては、約670万円と把握しております。ただ、この金額につきましては、すべてこういった主食の購入に充てております。

○小貫委員

670万円が要は値上げになったということなのですが、この値上げのときも、結局公会計ではないから、議案として上がってこないわけです。議会の議決も経ないで決まってしまう。それで、資料としていただいた小樽市学校給食会計によると、次年度繰越金が2,200万円、要は学校給食の運営協議会で持っている。だから、せめてもう少し待って、670万円について多少切り崩しても、待つことができたのではないかと私は思います。結局公会計になっていないから、こういった資料を取り寄せない限りは、我々議員にはそういう実態がわからないということで、大変問題になっていると思います。

それで、2,200万円の次年度繰越金ですけれども、確かに単年度で見れば82万円ということで、ぎりぎりの線で本当にやっているというのはわかりますが、この2,200万円の使い道は今後どのようにしていく予定なのでしょうか。

○（教育）学校給食課長

ここ数年来、単年度収支均衡となるように給食費を運営しております。繰越金の今後の活用につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

○小貫委員

◎泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（案）について

次に、報告を聞いてということで、泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（案）の修正案について、ほかの町村から、今どのような意見が寄せられてきているのでしょうか。

○総務部参事

他の町村の主な意見といたしましては、住民の安全・安心のために早く協定を締結していただきたいというお話もありました。また、協定の内容については、損害賠償の規定に関しまして、風評被害は近い遠いにかかわらず広範囲に及ぶ可能性がありますので、こういった旨を明記していただきたいという意見等もございました。

○小貫委員

それで、修正案では、さまざまな点が確かに改善されたと思うのです。第 1 条の生活環境の保全をはじめ、平常時における報告、環境放射線の測定など、第 3 回定例会で出たときより前進があります。立入調査の同行についてもそうだと思います。ところが、この間私たちが求めてきた核燃料の輸送に関しては、事後報告ということになっていて、事前報告とするよう求めるべきだと思っていますけれども、この辺はいかがなのでしょうか。

○総務部参事

今、委員がおっしゃったように、私どもも、今回示されました新たな安全確認協定（案）では、核物質に係る機密情報に該当するため事後報告とされていることから、仮に小樽市の幹線道路を通過する際に、事故の初動対応のために、市としては事前報告を要しますので、陸上輸送をすることがないのかということで、道へ確認いたしました。それで、道からは、泊発電所は専用の港を有していることから、核燃料の輸送に際しましては道内の一般道路を通行することはありませんという回答があったものでございます。

○小貫委員

確かに輸送に対する危険というのもそうですけれども、やはり事前にいつ入るかぐらいは、関係する市町村として押さえておきたいことだと思います。

それと関連して、泊原発の再稼働について小樽市の現時点での立場を説明してください。

○総務部参事

大変重要な問題で、再稼働につきましては、以前から、原子力発電所については、やはり何よりも福島第一原発事故を踏まえまして、安全性の確保が重要であると考えております。それで、国で新たに設けられました原子力規制委員会において、国が策定する新たな安全基準に基づきまして、しっかりと安全対策の審査や、それから防災対策を確認しまして、さらにはやはりこれからのいろいろな電力需給などを総合的に勘案して判断されるべきと考えております。それで、現在におきましては、今申し上げましたような点も考えまして、今後の国の動向を見てまいりたいと考えております。

○小貫委員

私たちは再稼働の必要はないと考えているわけですが、北海道電力や政府は、政権が変わりましたし、どうなるかわからないというのが今の実態です。そういう中で、再稼働の意思を電力会社や政府が示した場合、小樽市としては近隣の自治体の同意が必要と考えているのか、必要ないと考えているのか、どちらでしょうか。

○総務部参事

地元の同意につきましては、やはり地域住民に対しましても丁寧な説明は必要であると考えております。範囲は別といたしましても、近隣の自治体の同意は必要ではないかと考えています。

○小貫委員

前回の当委員会では、協定に再稼働に関することが含まれていないために、地元合意は必要ないということで突っ走られる危険性があるのではないかと、再稼働についてもしっかりと盛り込んで、協定に書いてあるのだから

地元の同意を求めなさいという前提にしていくべきではないかということで質問いたしました。

ところが、結局、泊発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書にもこの再稼働問題が含まれていないことから、安全確認協定（案）にも含まれないことになるのだと思うのです。しかし、両協定に盛り込まれないのであれば、後志20市町村の同意を求めるような別の何かの法整備というか、こういった協定書でもいいのですけれども、そういうものがやはり必要ではないかと。前回の当委員会で、近隣自治体の範囲をどこまで広げるか今わからないと参事は答弁されましたけれども、こういう安全確認協定ができる以上は、堂々と20市町村をその同意の対象にしろということで、そういった整備を私は進めていくべきだと思いますので、ぜひその辺も今後頑張って主張していただきたいと思います。

#### ◎石狩湾新港港湾計画の一部変更について

次に、報告のあった石狩湾新港についてなのですが、再生可能エネルギー源を活用する区域を定めていますけれども、この区域を設定する意味はどこにあるのでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室山本主幹

ただいまの区域を設定する意味という御質問でございますけれども、まず、今年に入りまして、銭函風力開発以外の3事業者から、石狩湾新港小樽市域での風力発電所の建設計画が出されまして、環境アセスメントが開始されております。また、本年6月には、国で「港湾における風力発電について一港湾の管理運営との共生のためのマニュアル」というものが作成されております。このマニュアルの中で、区域の設定を行った後に、事業者を公募により決めていくとした手順が示されているところでございます。

こういったことから、管理組合といたしましても、再生可能エネルギー普及を推進する観点から、この手順に沿って区域の設定を行うことになったということでございます。

#### ○小貫委員

それで、マニュアルの中で、区域の設定をしてから事業者を公募してくださいという説明でしたけれども、なぜ区域を設定してからという限定がついているのでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室山本主幹

公募するときにはある程度の区域を設定しなければならないということもございますので、港湾管理者として事業者を募集できる区域を設定したということでございます。

#### ○小貫委員

ということは、今、洋上風力発電をやりたいと言っているけれども、この区域が設定されない限りは、ほかの地域に洋上風力発電所を建てることはできないということによろしいのでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室山本主幹

今回は、それ以外の区域に設置してはいけませんというような位置づけではなくて、この区域においては今の段階で管理上支障がないという区域でございますので、あくまでも推進する上で今回の設定を行ったというものでございます。

#### ○小貫委員

今回の港湾計画の変更にあたって、LNG火力発電所建設と再生可能エネルギー源を活用する区域の設定ということからは、何となくなぜ変更するのかということは理解できるのですが、変更理由の④、「港湾の効率的な運営に関する事項を追加する」について、先ほどの説明では、国からの指示があって、それに従って追加することでしたが、なぜ国からそういった指示が出てくるのでしょうか。

#### ○（総務）企画政策室山本主幹

国からは、平成23年9月に、国際競争力強化のため、民間の資金や経営能力等を活用した港湾利用の効率化の向上を図る目的から、今後、港湾計画の変更時に港湾の効率的な運営に関する事項を記載することという通知があり

まして、今回の港湾計画の変更に合わせて追加したものでございます。

○小貫委員

要は、港湾機能の施設運営を民営化していくために、この一文が加えられるということなのではないでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

あくまでも国際競争力強化ということですので、民間に委託するというのも手法の一つだと考えております。

○小貫委員

具体的に民間の力を利用するという点で何か話が出ていて今回のこの追加になったとか、そういうわけではないのでしょうか。

○（総務）企画政策室山本主幹

管理組合からは、民間との連携について、今の段階で具体的に計画というものはありませんけれども、背後地域の民間等の活力を生かして、今後連携していきたいと聞いております。

○小貫委員

要は、国からは、「効率的な運営が図られるよう取り組む」を追加なさいという指示だったと思うのですけれども、なぜ「背後地域等との連携を通じて」という文言が別に入っているのか、そこに何か具体的なことがあってこれが入ったのかなど、私はちょっと変な憶測をするのですが、その辺はどうなのでしょう。

○（総務）企画政策室山本主幹

今回、文言の中に背後地域等ということを明記してございますけれども、背後地域の企業と具体的な話はございませんが、他港との連携も含めて、効率的な運営を図っていきたいということで聞いてございます。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

---

○上野委員

◎行政評価について

まず、行政評価について質問させていただきます。

一般質問でもさせていただきましたが、行政評価システム導入に当たって、今、試行ということで事務事業評価を行っているということで、御答弁では、今一次評価まで終わりました、二次評価案の作成を終えたところということです。確認させていただきたいと思うのですけれども、まず、評価した事業項目で、すべて検討したものは幾つあったのかお聞かせいただけますでしょうか。評価した事業については、今、二次評価案まで出ているのですが、検討した事業数、一次評価、二次評価案まで幾つの事業を検討、評価したのか、確認のためにお聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

今回の評価の対象事業数という部分でございますが、一つは重点の項目ということで、おおむね10年以上の長期継続事業が122事業ございます。もう一つは特定見直し項目ということで、これは財政的な観点という部分が大きいのですが、これが12事業ということで、合わせて134事業を評価してございます。

○上野委員

134事業の評価をしたということなのですが、一次評価の段階で、事業を「休廃止・終了」「民営化」「国・道実施」「縮小・市民協働」「要改善」「拡大」「現状維持」の7項目で評価していると思うのですが、134事業のうち、各項目において、例えば休廃止は一次評価の段階、二次評価案の段階で幾つある、民営化は幾つあるといった形でわかればお聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

一次評価は各担当部での自己評価ということになりまして、その後、庁内での総合的な検討を経て、最終的な結果になるというものでございまして、一次評価の段階でそれぞれ何件ということは今申し上げるのはなかなか難しい部分もあるのですが、割合的には、予算編成の中でもいろいろと P D C A サイクルのような形で検証はしてきているのですけれども、やはり10年以上と長期に継続してきている事業ということで、現状維持の割合が非常に高くなっております。

○上野委員

何か微妙なニュアンスの御答弁だったのですけれども、一次評価まで終わっているということで、134事業あるということですが、最終的な段階では、たぶん変わる可能性は当然あると思うのです。今、二次評価案を作成したところなので、割合でしか答えられないものはなかなか微妙なところだと思うのですけれども、項目についてすべて伝えることができないのであれば、その辺の割合の部分をもう少し、例えば現状評価が何割、廃止が何割ぐらい、拡大が何割ぐらいと、お聞かせいただければと思うのです。

○（総務）企画政策室薄井主幹

私の答弁の仕方が悪かったのかもしれませんが、評価対象の事業が、重点項目で122、それから特定見直し項目で12、合計134あるのですが、これをすべて評価するというので、134事業が必ずどこかに入ってくると。廃止なのか拡大なのか現状維持なのか、そういうことを含めて、今、大きな割合の部分が現状維持ということで話をさせていただいたところでございます。特に現状維持の部分で言いますと、一次評価の段階では、概算なのですが、約4分の3でございます。

○上野委員

では、残りの4分の1は拡大なのか廃止なのか、ということもあるのですか。134事業のうちの4分の3ぐらいは現状維持との一次評価が出ている、残りの4分の1についてはどういう評価が出ているのかということをお聞かせいただければと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

残りの約4分の1の中で、多くが改善を要する、要改善という言い方をしてございますけれども、そこに入ってくるということで、廃止する、縮小する、拡大するという件数は、非常に低い割合になっているところでございます。

○上野委員

今の御答弁を聞きますと、評価の検討は今、二次評価案までいって、ほぼ4分の3が現状維持で、廃止や拡大はあまりないというような御答弁だったと思うのですけれども、では一次評価のときに現状維持が多い理由、イメージ的にはやはり、評価をするということなので、現状維持で評価をするのであれば、こういう理由で現状維持というのがたぶんあると思うし、今後行政評価システムを、どういう形になるかわかりませんが、入れていくに当たって、新たな視点で事業を評価していくというイメージを持つと、やはり現状維持が多いというのはどうなのかということもあるのですけれども、なぜ一次評価の段階で現状維持が多いのかという、おおむねの理由がもしあればお聞かせください。

○（総務）企画政策室薄井主幹

先ほども少し申し上げましたけれども、今回、重点項目ということで、おおむね10年以上の長期継続事業に該当する事業を対象にしているところでございます。これまで行政評価という形ではないにしても、毎年度の予算編成なども含めて、毎年度点検して検証している事業を、今回、評価の対象にしたものですから、毎年度の点検を経ていくという部分では、現状維持という評価になるものが多かったと考えているところでございます。

### ○上野委員

それでは、今、二次評価案まで出たということで、当初のスケジュールではこの二次評価のチェック、最終案の見直し案までいくのが11月の頭ぐらいだから、1か月余り遅れているようではありますが、この二次評価案はこれから庁内議論を経て評価を確定するという形ですが、一般質問の答弁では、予算編成と並行して作業を進めているので、予算が確定する時期の前後ぐらいという形になって、もう少し具体的にいきますと、予算はこのスケジュールでいくと、大体2月の頭ぐらいまでには決まるようでございますけれども、現在、たぶん庁内議論に入っていると思うのですが、確定の時期的なものをもっと少し具体的にお聞かせいただければと思います。

### ○（総務）企画政策室薄井主幹

今、委員からもございましたけれども、今回の評価は年度の途中から開始したということもございまして、今、予算編成に入っているのですが、それと並行して作業を進めているということになっております。今のこういう作業の流れでいきますと、公表の時期、予算の編成時期と前後してというふうに話をいたしましたけれども、やはり年度内、2月若しくは3月、少し幅のある言い方で申しわけないのですが、そういう時期での公表ということになるかと考えております。

### ○上野委員

それで、評価の公表の仕方なのですが、一般質問をさせていただいたときには、要改善、拡大、現状維持などの方向を示して、詳細については、今、検討を行っているということでしたが、どのような検討を行っているのか、今だと現状維持が非常に多いということだったので、現状維持でしたら、現状維持を納得する、先ほど何回も、10年以上の事業なので何度も検証を経てきているというような話でありましたが、逆に言えば何回も検証を経てきているものをあえてここで評価したというのはどうなのかという、多少疑問の念はあるのですが、具体的に公表に当たっては、どういうふうに公表しようと考えているのかお聞かせください。

### ○（総務）企画政策室薄井主幹

まだ具体的にどこまでどういう形というのは、今、検討しているところでございますけれども、評価をいたしました122プラス12の合計134になりますが、それぞれの事業の概要や、それから現状維持なのか拡大するのか、あるいは改善を要するのか、そういったポイントを示すような形で公表することを考えているところです。

### ○上野委員

公表したものについては、その後、市民からの意見を聞くような手法はとられるのかどうか、予算特別委員会でパブリックコメントについて質問させていただきましたけれども、いろいろな意見の場を設ける場所はたぶんあると思うのです、さまざまな会合等で。そういう見通しがあるのかどうかお聞かせください。

### ○（総務）企画政策室薄井主幹

今回公表した部分での今後の意見の募集という部分については、現在のところは考えてございません。今年度は試行という形で進めてございまして、今後に向けての評価システムの確立という目的も一つにはあるものですから、今年度については公表と、それから庁内でのその後の検証という部分をやっていこうと思っておりますけれども、今、委員がおっしゃった部分についての検討はまだ行っていません。

### ○上野委員

それは公表のみに終わって、意見を取り入れるようなことは現在しないということなのですが、事業評価というのは、例えば札幌市では、そもそも評価する中に市民の代表が入るなど、いろいろな形で事業評価をたしか1回やったと思うのです。それがよかったか悪かったかは別です。ていねプールを廃止したけれども、結局やることになったなど、いろいろと紆余曲折はあるようでありまして、

今回は大分スケジュールが煮詰まった段階での事務事業評価の試行だったので、来年度、どういう形で、どのような時期的なものを、もう少し余裕を持ったスケジュールと、今回は10年以上ということで、今御

答弁いただいた部分におきましては、長年評価をある程度されてきているものを再度検証という形だったのですが、その評価項目についても少し考えを変えてやっていくような見通しがもしありましたら、それと今後の最終的な行政評価システムというもののビジョンがあれば、再度お聞かせいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室薄井主幹

まず、対象事業につきましては、これからそれを進めていくときに、同じような形でというふうなことでは、現在のところでは考えておりません。例えば、今、評価の作業を10年以上の事業ということで進めているのですが、結局、それぞれの事業ごとでは、その事業の評価はできても、その分野というか、施策の横の形での評価がなかなかしづらいという課題も挙がってきておりますので、施策として横の広がりを持った評価もできるような形で、今後、対象の事業も考えていく必要があると考えているところでございます。

それから、もう一つ、今後につきましては、今回数年ぶりに事務事業評価ということで試行を始めたのですが、やはり庁内で評価というものが確立していないといいたまいますか、あまり認識されていないというか、そういう現状にございますので、評価の形を少しずつよくしていくことによって、これを経て、PDCAサイクルという言い方もされますけれども、その評価が日常的にあるという状況に持っていく形に向かうよう、検討を進めていきたいと考えております。

○上野委員

明確なものがなかなか出てこないのもいたし方ないのかなと思います。今回、1回目の試行ということで、今後出される評価の検証につきましては、課題も当然示していただいて、そして次の、たぶんまた試行になるとは思うのですけれども、その中に必ず反映していく形で、もう一つお願いがあるとすれば、予算編成の中にこの評価を取り込んでいくということもありましたので、検証の中にはそういうものも示していただければ、私も見る側として、よりわかりやすいので、どうぞよろしく願いいたします。

◎学校の授業のあり方について

次に、学校の授業のあり方についてお尋ねしたいと思います。

先般、市内の中学校の公開授業を見学させていただきました。数学と英語だったのですけれども、まず、このような公開授業が小・中学校で1年にどのぐらい行われているのか、その件数をお聞かせください。

○（教育）指導室中島主幹

公開授業なのですけれども、学校ごとに開催する公開授業、それから指導方法の工夫改善の加配による交流授業など、数多くの公開授業がされております。数字は今、手元ございません。

○上野委員

割合だけでも結構なのですけれども、今おっしゃった、校内だけの公開授業、たぶんその学校の教員だけの公開授業と、ほかの学校の教員が来る、外部も含めた公開授業と、割合はどちらのほうが多いのでしょうか。学校内で行われているものが多いのか、それともほかの学校の教員も来て授業を見せるような公開授業のほうが多いのか、その割合だけでもお聞かせください。

○（教育）指導室中島主幹

その割合については、半々ぐらいかと思います。校外で毎年やる学校もありますし、校内での研究会ということで行っている学校もあります。いずれにしても、何らかの公開授業、授業を公開することはどの学校でも行われております。

○上野委員

そこで、学校で実際に私が見た印象を含めてお尋ねしたいのですけれども、数学の授業に関しまして、習熟度別の授業を行ってはいたのですが、問題のよく解ける生徒と課題克服をする生徒と二つに分かれてやっていたのですけれども、行ったり来たり見ていると、授業の中身について、同じ課題についてやっていたのですが、進み方につ

いては全く変化がないというか、よりできる子もそうでない子も同じような進度の授業だったことに対して、教育委員会としては、この習熟度別授業がどのような認識で各学校に指導されているのか、あるいは各学校で習熟度別授業がどのような認識でとらえているのかわからないのでお聞かせいただけますか。

○（教育）指導室中島主幹

習熟度別少人数指導についてでございますが、学習集団を少人数のグループに編成して、個に応じたきめ細かい指導を行うための指導方法の一つであるととらえております。その習熟度別少人数指導の方法にはさまざまありまして、例えば、初めからグループに分かれて、Aグループ、Bグループと、Aグループはどんどん難しい問題も解いていくというような授業の形態もございます。また、Bグループは、今与えられた課題をしっかりと定着するまでじっくりとやるというような学習もあります。また、同じ学習の課題なのですが、結局ついている教員の指導の仕方が違うという場合もあります。それを具体的に言いますと、例えば数学で言いますと、さまざまな方法から子供たちに思考させるという場面と、一つの方法をがっちりと教える、でもゴールは一緒だと、そういう指導の方法もございます。

いずれにしても、習熟度別少人数指導につきましては、本市においてはまだスタートしたばかりということもありますので、今後、公開授業又は研究会等を通して指導していく中で、よりよい授業形態をつくっていきたいと考えております。

○上野委員

今、習熟度別でも幾つか考え方があるということで御答弁いただきまして、理解いたしました。

そこで、授業の中身についてですけれども、授業のやり方なのですが、私が中学生のときそうだったかなと思うのですが、問題を1問黒板に示して、まず子供たちに問題を考えさせて、ある程度考えたところで子供たちに考えを言わせて、そして教員が解いていくというようなパターンになっていたのですが、一般質問でも言わせていただきましたけれども、向山洋一氏の考えでいくと、そういう授業はできる子にとっては当然いいのですが、できない子にとっては考える時間に考えられないので、その時間がまず無駄になってしまう、それで、授業の1時間の中でしっかりと理解力をなかなかつけられないというような御意見が本の中に書いていたのですが、私もそう思うのです。1問を出してしばらく考えさせる、考えてある程度わかる子は塾などへ行って、あるいは理解力があってわかる子はその問題を解いていくのですけれども、わからない子に関しては、その時間が授業の時間としては無駄になるという思いもあるのですが、そういう授業のあり方について、教育委員会としてはどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○（教育）指導室中島主幹

授業づくりには、やはりさまざまな方法があると思います。それは子供たちにどのような力を身につけさせたいのかということが基本になっており、例えば知識や理解などをねらいとした授業においては、教員がしっかりと教え込む時間が保障されていなければいけないと思います。それから、例えば計算問題など、そういう技能を身につけさせる課題の場合には、数多くの練習問題をこなして、子供たちがどんどん問題をこなすことに時間を多く割く、また、思考力や判断力、表現力など、活用力を身につけることをねらいとした授業では、じっくりと考える時間を保障して、子供たち同士で話し合わせたり、それを自分の言葉でまとめたりすることに時間を保障するなど、授業は学習のねらいによってさまざまな方法をとらなければなりません。

いずれにしても、子供たちが学習に見通しを持ってわかる喜びを味わえる授業を目指していく、つくるということが大切であると考えております。

○上野委員

今のお話では、私が見た数学の授業では、いろいろと計算をさせて、数多くの練習問題をさせなければいけないというお考えをお持ちだと認識したのですが、そうすると、先ほどの授業内容では、すべての授業をやって

いるのか、教科書のすべての問題をやっているのか、疑問が出るわけであります。これも一般質問をさせていただきましたけれども、練習問題等が必ず教科書の中にあるとは思いますが、それをすべて授業の中でしっかりとやっているのか、そういう部分に関して教科書をしっかりと学んでいるのか、そういう部分を教育委員会としてどのような形で認識、把握しているのか、そういうものがなければ、たぶん指導もなかなか難しいかと思うのですけれども、どのように把握されているのかお聞かせください。

**○（教育）指導室中島主幹**

学習内容及び進度についてでございますが、進度は学習指導要領にのっとり年間指導計画が基本になっております。その年間指導計画に沿って教えるために、教科書は適切に使われるものというふうに考えているところでございます。その検証といいますか、方法については、まず、学期ごとに授業時数の調査を行っております。また、各教科の時数の調査も行っておりますし、学校訪問、校長会等で随時、継続的に、授業内容、授業進度をきちんと把握するように指導しているところでございます。

**○上野委員**

今の御答弁では、校長会などで聴取している、あるいは訪問に行って指導の報告書などを見ているということですが、具体的に子供たちから直接、理解している、要するに授業を全部しているということは、やはりノートなどを見るとわかると思うのですが、そういう部分に関しまして、教育委員会として公開授業等に行くことがあると思うのですけれども、ノートをしっかりと見て授業を全部しているかどうか、今、認識の上では教科書をしっかりとやっているということでしたが、私はすべてやっているのか疑問を感じるわけですが、もう少し一歩踏み込んだ点検というか、やはりまず子供たちのノートをしっかりと見る、ノートにきちんと問題が書かれているのか、授業が書かれているのかというところを確認して、さらに、しっかりとした授業が理解されているかどうかは把握する必要があると思うのですが、私の今の意見に関しまして、教育委員会としてどのようにお考えかお聞かせください。

**○（教育）指導室中島主幹**

ノート指導については、子供の発達段階に合わせて適正に行われるように、教育委員会としても指導しているところでございます。ノートは、学習の振り返りや、自分の考え、学習の足跡を見る、思考を深めるためにも、大変重要な学習用具の一つであります。一般的に小学校 1 年生など、まだノートがうまく活用できない子供に対しては、例えばワークシートと呼ばれるプリントも使ったりしますが、やはり基本はノート指導であるということは、今、委員がおっしゃったように、学習の進捗を把握するためにも必要であることから、今後もノート指導については強く指導してまいりたいと思っております。

**○上野委員**

教科書をしっかりとやっているかどうかというのは、やはりノートを見ないとわからないと思います。プリントでしたら、なくしてしまったら終わりでございますので、ノートだとしっかりと継続的に書かれている、そういうところの細かなチェックから学力向上という面につながっていくと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

あと、先ほどの習熟度別授業の話なのですが、確認はしておりますが、何人かの教員に聞きますと、理解力に乏しい生徒が増えているという話も聞きます。なかなか理解が難しい、特に数学などを理解していくのが難しい生徒が増えてきているような気がするという、これは主観的な意見を言っているだけなので、何の確証もないのですけれども、本当に教えていくという姿勢を、考えさせるというのは確かに大事なのですが、まず考えさせる前にまずこうだよと教えていく、そういう授業で授業時間をしっかりと授業に、できれば休みがなく、しっかりと 1 時間をやっていくような授業をぜひとも構築していただきたいと思います。私も授業に関してはこれからも見ていきたいのでぜひよろしくお願いいたします。

○鈴木委員

◎財務 4 表について

まず、報告を聞いてということで、先ほど報告がありました財務 4 表の件なのですけれども、2 点ぐらい確認させていただきたいと思います。

この財務 4 表ですが、表としましてはすごく見やすくよくわかりやすいので、とてもいいと思っております。そういった意味ではまずいいのですけれども、そこで 1 点だけ確認させてください。資料 1、1 ページの「市民一人あたりの資産額、負債額、純資産額」の中で、平成 23 年度 1 人当たりの資産として 214 万 9,000 円、資産を人口で割ったものです。そういった形でもらっています。

それで、先ほど言っていなかった資料 2 の貸借対照表を見ますと、有形固定資産の中で「①生活インフラ・国土保全」、それと「④環境衛生」の二つが、資産の中のほとんどを占めているということなのですけれども、先ほど聞いていて、市民 1 人当たり 214 万 9,000 円資産があるというのは、別にもらえるわけではないですが、何となくうれしいという気はするのですけれども、この中身がどういうものかということを知りたかったのです。それで、生活インフラ・国土保全というのは、基本的にはどのようなものになりますか。

○（財政）財政課長

資産のうちの有形固定資産につきましては、例えば代表的なものを挙げますと、道路、学校施設などが有形固定資産になります。先ほど申し上げましたとおり、まずは建設のときの単価が資産に計上されるのですけれども、その後、減価償却がされますので、その分が年々落ちていくという形になっております。

（「要するに、①と④は具体的にどのようなものを指しているのかということを知りたいのですけれども」と呼ぶ者あり）

インフラにつきましては、先ほど言ったように、道路や学校になります。環境衛生につきましては、廃棄物施設や上下水道になります。

○鈴木委員

誤解だったら正していただきたいのですけれども、要するに生活インフラ・国土保全、そして環境衛生が上下水道の設備ということで、上下水道に関するものがほとんどだと考えていいのでしょうか。

○（財政）財政課長

環境衛生という形ですので、上下水道と廃棄物というところでほとんどを占める形になります。

○鈴木委員

確認だけなので、要するに 214 万 9,000 円あるのだけれども、水道と下水道の設備で、これは①と④の二つを足して割ると、1 人当たり 173 万 8,000 円なのです。ということは、ほとんどその件で、逆に言うと、小樽市民は 174 万円ぐらい上下水道にコストをかけているという認識でいいのかということだけ聞きたかったのです、水道局がどうかそういうことではなくて。

○（財政）財政課長

こちらの部分はあくまでも固定資産という形になりますので、そういう意味では生活に関するもの、道路や上下水道、廃棄物関係というのが建設の部分ではかかってきますので、そのほかの部分、例えば消防施設や福祉施設というのは、市で持っているものはそれほど多くありませんので、そういう意味では、やはり道路などのそういうインフラ系が資産としては多くなっている形になります。

○鈴木委員

その点は確認だけなので、そういうことですねということです。

◎教職員給与費の適正執行等に関する調査の結果について

二つ目に、予算特別委員会でも何回もやっていますので、今回の教職員給与費の適正執行等に関する調査の結果については細かくは聞きません。ただ、一つ、「④勤務時間の遵守に関する調査」で、小樽市の原因校ベースと返還対象の数字がここだけ違うのです。このことは何が原因かというのをお聞かせください。

○（教育）学校教育課長

原因校ベースと返還対象との数字の違いですが、この④の調査につきましては、主に学校の機械警備の状況と実際の勤務時間との違いの中で、いわゆる勤務を欠いたという部分での調査なのですけれども、勤務を欠いた時間が30分以上の場合には給与の返還の対象になるので、こういう数字の違いが出てきているということでございます。

○鈴木委員

30分単位、それ以内だとこういう原因はあったのだろうけれども、カウントしたのにカウントされないということですね。

それで、こう言っただけでは差し支えがあるかもしれないのですけれども、今回平成18年度から21年度まで、そして道は22年度まで5年間やりました。こういうことはその前にもたぶん幾つかあって、なかったわけではないということで、調べてこういうことをしたということは過去にあるのでしょうか。

○（教育）学校教育課長

このような調査については、近年では1回、平成22年8月に教職員の服務規律等の実態に関する調査を行っております。それを踏まえて今回の調査に至っているということです。

○鈴木委員

ということは過去にはないのですね。今回初めて調べたのですね。先ほども言ったように、その前にあるのかもしれないけれども、わからなかったわけで、わからないということはなかったと考えても仕方がないですが、あえて今回調べたということで、道教委はどう考えてこういうことをしたのかというか、それは不正というか、やはり変だと思ったから調べたことにはなるのですけれども、私からするとそういう実態はほぼいつもあったのではないかと思います。しかし、これほど大がかりに、そして年度を5年として、そこまで長期の部分をしっかりとお調べになったという考え方というか経緯がわかっていたら、お聞かせいただきたいと思います。

○（教育）学校教育課長

今回の調査の経緯でございますけれども、会計検査院が検査を行った結果、教職員が法令等に違反して勤務時間中に職員団体等の活動を行ったり、長期休業期間等において勤務時間を遵守していなかったりしたことが明らかになったため、こうした事態を踏まえて文部科学省から、会計検査院と同様の調査を実施するよう道教委に対して指導があって、今回の調査に至ったということでございます。

○鈴木委員

この項最後にしますけれども、要するに前回の衆議院議員総選挙で違反があったので、その関係で調べたということではないのですか。

○（教育）学校教育課長

委員がおっしゃるとおり、最初の発端については、道教委から出されています調査報告書の中にそのような経緯が書かれてございます。

○鈴木委員

そういうことで、予算特別委員会でも言いましたが、大変だろうとは思いますが、今後もそういうことは監督権者であります校長に本当にきちんと指導していただきたいということでここは終わります。

◎北海道新幹線の札幌延伸について

最後に、北海道新幹線の札幌延伸のことなのですが、今、現実味を帯びたというか、そういう形で何とか開通するというようになっております。その中で、小樽商工会議所でワークショップをつくって、少数で2年間で

短期になるべく中を詳しくということをやっているのですけれども、本市と商工会議所のワークショップはどういう関係であるかお聞かせいただけますか。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

実は私もメンバーの一員になっておりまして、市からはもう一人、観光振興室長がメンバーになっています。そのほか、小樽観光協会副会長、商工会議所からは副会頭 2 名と専務理事、運輸・港湾委員会など各委員会から 1 名ずつ、青年部から 2 名ということで、座長のほか 13 名のメンバーで構成されています。中身については、小樽市にとって効果的な方策について議論して、一定の方向性を出すということでございますので、今後、何回かワークショップを開いて、まず方向性を出して、そういった提言を恐らく市に出すということになるかと思えます。市では、そういったことを受けて、今後まちづくり計画もつくっていきますので、参考にしながら検討していくということになると思えます。

○鈴木委員

新幹線については、本当にこれから開通するまで長いのですけれども、やはり地道というか、道ともいろいろと情報を交換しながら、そして何といても地元が盛り上がり、本当にどうするべきかということをやらなければいけないと思うのです。そのためには商工会議所のワークショップだけではなくて、いろいろなところから新幹線にかかわる、こうしたほうがいい、ああしたほうがいいということが立ち上がってこない、なかなか沸いてこないかなと思います。なおかつ、市役所の中でもまだ先の話でなかなか現実味がない中でやっていらっしゃるのだと思うのですけれども、我々が年をとって乗れるか乗れないかぎりぎりですが、少なくとも我々の若い世代、それから子供が本当に中心となってくるわけですから、そのことを含めてどうか活発にやっていただきたいと思うのですけれども、その件についてだけ御答弁をお願いして終わります。

○（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

市といたしましては、平成 18 年に構想をつくっておりまして、これをベースに市内に設けました北海道新幹線活用戦略市内検討会議がございます。こういったものを活用しながらいろいろな方策について考えていきたいと思えますし、それについても、市民や国、道、各界各層からいろいろな意見を聞きながら進めていきたいと考えております。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 52 分

再開 午後 3 時 04 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○秋元委員

◎防災行政デジタル無線装置について

初めに、先ほど報告いただいた件で 2 点だけ確認させていただきます。

まず、防災行政デジタル無線装置についてなのですが、72 か所の避難所に設置されたということで、これの電源対策と申しますか、電源がない場合の対策というのは考えられているのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

防災行政無線の電源確保なのですが、この防災行政無線については、小・中学校等には半固定式というものを、そのほかの施設には携帯型、携帯電話と同じような形の無線機を配付したところがございます。

半固定式というもののなのですが、こちらは内蔵電源を装備しておりまして、カタログのデータでは送信 1、受信 1、待機状態 18 の割合で、最長 20 時間の運用が可能とされております。使用状況によっては、時間も若干短くなってくるかと思っております。また、自動車のシガーライターから電源を確保することができますので、もしその施設の周辺に職員等の車があれば、そこからも電源の供給が可能となっております。

また、携帯型につきましては、半固定式と同様に、先ほど言いました送信 1、受信 1、待機状態 18 の割合で、最長 18 時間の運用が可能とされております。こちらにつきましては、予備のバッテリーをさらに 1 個、全部で 2 個配備しておりますので、停電時にもある程度の運用は可能と考えております。

○秋元委員

◎高所監視カメラについて

もう 1 点、消防本部から報告いただいた件で、高所監視カメラの台数なのですがすけれども、何台ぐらいあって、どの地域に何台ということがもしわかればお聞かせください。

○（消防）警防課長

台数なのですがすけれども、1 台です。これは天狗山に設置しておりますので、市内、市外を一望できるという形になっています。

○秋元委員

◎災害対応型自動販売機について

次に、一般質問でも取り上げさせていただいた文字表示型の自動販売機の情報配信で、これまで情報配信をしたことはないという御答弁をいただいたのですがすけれども、情報配信する基準などはあるのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

一般質問のときに答弁がありましたが、災害時における情報発信をしたことはございません。災害時には市町村の判断で必要な情報について流すことができますので、特にこういう基準だということの定めはございません。

○秋元委員

そのほかの例えば大雨や大雪、天候の状況も含めて、これまでそういう配信を行ったことはないですか。

○（総務）小濱主幹

今のところございません。

○秋元委員

次に、海拔表示の自動販売機なのですがすけれども、これも担当者レベルで現在いろいろと協議されているということだったのですが、どのような内容について協議されているのかお聞かせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

自動販売機の海拔表示の状況なのですが、現在事業者から、海拔表示をする候補地について示されております。表示箇所の海拔について、今、双方で確認作業を行っているところがございます。この作業が終了次第、事業者のほうで最終的に掲示する箇所を決定して、表示を行っていく予定となっております。

○秋元委員

その場所は、例えば小樽市津波ハザードマップも含めて、関連して、市から設置場所についての要望といいますか要請は、ここのほうがいい、こちらにしてほしいという話はあるのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

表示場所なのですが、市からも、標高何メートルぐらいまでのところにしてほしいというような話をしてはい

るのですが、なにせ自動販売機がないとだめなものですから、また、そのほかに直接事業者のほうで、直営のところですとまだいいのですが、店や買取り所ですか、お金を出して設置しているというところになると、そこの許可もとらなければならないこともありまして、なかなかこちらの思うとおりに全部つくという形にはならないかと考えております。

○秋元委員

それで、例えば先ほど台数の話もありましたけれども、箇所数は全道でたしか4,700か所ぐらいだというお話があったのですが、小樽市で具体的に何台ぐらいという話はされているのでしょうか。

○（総務）小濱主幹

今、事業者から示されているのは70か所弱になるのですが、これは最終決定ではございませんので、先ほども言いましたように、持っている方の許可や、事業者自体で借りる場所を最終的に決定するようですから、若干新たにつけるところもあるかもしれません。若干増減するかと思います。

○秋元委員

70か所ぐらいだということで、若干増減するかと思うのですけれども、私としては、もし可能であれば、同時に市として独自にその企業と協力しながら、ほかに表示されない場所についても何か考えたほうがいいのではないかとと思うのです。70か所ぐらいということでしたけれども、一般質問でも話をさせていただいたとおり、市でいろいろな取組をされておりまして、もちろん予算の関係もあると思うのですが、例えばおもしろいと思ったのは、臨時雇用を行って、海拔の数字をくりぬいた紙を持って、それで電柱などにスプレーして歩くことです。そのような事業を行っているところもありました。また、例えばシールでしたら、UV加工などをされていなければ、たぶん1年ぐらいうすれば色が抜けてしまっただけで厳しいのかなと思うのですけれども、70か所以外の場所でも、もし了解が得られれば、市独自の同じような安価な、ステッカーまではいかないかもしれませんが、そのようなものを表示できるよう、お願いといいますか、要請はできますか。業者は約70か所ということでしたけれども、もし市で同じように表示するものをつくれれば、一緒に表示することは可能ですかという話はできますか。

○（総務）小濱主幹

今回、張る自動販売機について、事業者側でどのぐらいということをおおよそ目星をつけているところで、今回やったきりで終わりということではなく、今後も必要に応じて数を増やしていくことも考えておりますので、今年度限り、今回限りということではないので、その辺についても話合いの中で数を広げていただくことは可能ではないかと考えております。

○秋元委員

海拔の表示につきましては、意識向上の部分でも非常に役立つと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、Wi-Fiスポットとしての機能がある自動販売機なのですけれども、現在、日本全国で10か所ぐらいということです。海外では、一流コーヒーチェーンの全店にWi-Fiスポットがあるらしいのです。災害があったときに、そのチェーン店に若い人たちが端末を持って非常に集まるという光景も増えているらしく、以前にもたしか安齋議員から、観光の部分でもぜひそういうものを小樽市に導入してはどうかというお話があったと思うのですけれども、もちろん観光の部分でもそうですし、こういう災害の部分でも非常に有効だと思います。特に小樽市は観光都市ということで非常にネームバリューがありますから、企業のアピールにもなるのかなというふうには思えば、市としても企業から来る話を待つだけではなく、ぜひ小樽市にそういうものが搭載されたその企業の自動販売機を設置してもらえないだろうかということを積極的にされたほうがいいのではないかとと思うのです。もちろん小樽市のいろいろな場所にWi-Fiスポットが搭載されたものを配置できれば一番いいのですけれども、なかなかそうはいかないということを考えれば、そういう情報も集めて積極的に働きかけたほうがいいのではないかとと思うのですけれども、もう一度この点について答弁をいただけますか。

○（総務）小濱主幹

Wi-Fi等の関係ですが、一般質問で市長から答弁がありましたように、現時点では導入について特に具体的な考えはありませんが、先ほどおっしゃったように、設置箇所などを見ますと、観光客の利用等を想定されているのではないかと思いますので、今後メーカーに設置の体制の考え方などを伺ってみたいと思っております。

○秋元委員

ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

◎防災ラジオについて

続きまして、防災ラジオについてです。高島地域の方の家の中まで広報車の音が聞こえなかったということで、今後そういう問題に対してどういうふうに対応を考えていくのかということで、もう一度市としての考え方をお示しいただけますか。

○（総務）小濱主幹

広報車の音が聞こえないということ、サイレン等、FMもそうですが、一部聞こえないところもありますので、私どもも情報伝達手段はどういうものがあるのかということで、今考えているところでございますが、先日、一般質問の中でも言いました防災ラジオを含めて、検討していきたいと考えているところでございます。

○秋元委員

私の質問に対する答弁の中で、防災行政無線や、FMから発信される緊急放送についてありましたけれども、例えば防災行政無線は自動で発信ができるものなのか、小樽にFM局がありますが、その局ではそういう信号を自動で発信することができるのかという情報というか、状況は現在どのようになっていますか。

○（総務）小濱主幹

防災ラジオでいくと緊急放送がかかる、防災行政無線の緊急の放送をした場合に自動受信する、電源が入っていれば音が入ってくるという形になるのですが、このために例えばFMおたる、FM放送であれば、FM放送の電波に信号を乗せて、それを一緒に送ることによってラジオが立ち上がるという構造になっています。ですから、こういう信号を電波に乗せる装置、例えば自動発信するような情報という、緊急地震速報や津波速報などになるかと思うのですが、現在、自動的に立ち上がるようなシステムをつくるのに、J-ALERTを利用して、J-ALERTで速報を受けたときに放送する関連の機器、小樽市にもあるFMの緊急放送システムなど、そういう装置を自動的に立ち上げる関連の装置の整備ということが必要になってくる状態です。ですから、今のところ自動起動や整備ということはされておりませんので、自動発信するようなことには今なっておりません。

（「それは小樽市ですね」と呼ぶ者あり）

小樽市です。

（「そのFM局のほうは」と呼ぶ者あり）

FM局のほうも同じような状態です。

○秋元委員

私も調べましたが、本当に小樽のFM局でも自動発信できないものなのですか。私が調べの中では、例えばNHKやFM局の中で、そういう信号を発信できる場所に小樽のFM局も入ってしまっていて、それもどうなのかなというところがありまして、それを見て、私はもし民間のFM局で、自動でそういう信号を発信できる場所があるのであれば、わざわざ小樽市で予算をかけて、J-ALERTももちろんですけども、整備するよりは、民間のこういう整備されたものを活用する方法が安価ですぐできますし、防災ラジオで言えば、それこそただコンセントに入れておくだけで、電源は切っていても勝手にスイッチが入って大きな音が鳴るような、またランプも点滅するような、そういうものも今非常に安く出ていますから、私としては市が全額というよりは、その何割かを負担すれば、欲しいという方もたくさんいるのではないかと思います。その上で、例えば沿岸部にスピーカーを設置するこ

とを考えると、防災ラジオを希望する方にまずは買っていて、市も幾らか負担して設置していくと。新潟市は、たしか3年ぐらいかけて、全額補助ではないですけども、市が幾らか負担して、3年計画で沿岸部の方に防災ラジオの配備を進めておられて、なかなか財政上も厳しい中で、いかに効果的に進めるかということと考えれば、高島地域で避難訓練をしていた方の要望といいますか、一家に1台ないと、外から放送されても一切、確かに高齢の方だと耳が少し聞こえづらい方もいらっしゃるでしょうから、そういう部分では防災ラジオも有効なのではないかと思います。その上で、小樽のFM局も自動で配信できるような、発信できるような装置があったのではなかったのかというような思いで質問させていただいたのですけれども、もしその辺の情報がなければもう一度確認させていただいて、可能か可能ではないのかということも含めてぜひ検討いただきたいと思うのですが、この点はいかがでしょう。

○（総務）小濱主幹

緊急地震速報などが自動的に流れるようなシステムにはなっていないとは聞いていたのですが、自動的に発信する装置というものがどういふものなのか、改めて放送局に確認して、その辺も調査してみたいと思います。

○秋元委員

先ほどの話に戻りますが、万が一、例えば小樽のFM局にもそういう装置がなくて、小樽でそういう設備を設置するに当たり、一般的にといいですか、ほかの市で、そういう設備を整えているところで情報も含めて何かあれば、予算的なものも含めて幾らぐらいかかるものなのかという試算はされていますか。

○（総務）小濱主幹

今、実際にどのような仕組みということまで一つ一つやっていないものですから、他都市でどのぐらいかかっているかというのは、まだ把握していないところでございます。

○秋元委員

ぜひしっかりと進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎災害時の市ホームページについて

続きまして、災害時の小樽市ホームページの代理掲載について伺います。

一般質問でも、小樽市本庁舎の電源の質問と一緒にさせていただいたのですが、登別市では、同市ホームページは当然電源がなくて更新できない状況で、私も誤解していて理事者に伝えたのですけれども、トライアングル交流という形で、登別市は白石市、海老名市と協定を結んでいまして、災害が起きたときに、今回、登別市職員が携帯電話で白石市職員に連絡しまして、口頭で避難場所や災害の状況を説明し、白石市、海老名市のホームページに掲載してもらって発信したという状況がありまして、その部分も含めて小樽市はどのような取組をされているのか、また災害協定を結んでいるような都市がありましたら御紹介いただけますか。

○（総務）小濱主幹

小樽市ホームページが使えなくなったときということなのですが、今、代替手段として防災担当で持っているものは、北海道で整備しております北海道総合行政情報ネットワークというものがあります。これは、市でこのシステムに避難情報などを入力すると、北海道の防災情報のページからその情報を発信するという仕組みが構築されております。このシステムについては発電機が整備されておりまして、停電時も運用可能となっております。

○秋元委員

そういうふうを活用されるということで、その情報が小樽市民に周知されて、万が一小樽市から情報を得られない場合に、どうやって市民が本市の情報を収集するかということと考えれば、やはり市民にそれを知っていただかなければいけないのだと思うのですけれども、そういう周知はこれまで、また今後どのようにされるつもりなのか、考えがあればお聞かせいただけますか。

○（総務）小濱主幹

小樽市の防災情報のページも通常からあるのですが、そちらでも北海道の防災情報のページとリンクしているのですが、特にこの点について今まで周知していたということはございませんので、今後、道とも連携して、その辺の周知の方法について検討してまいりたいと思います。

○秋元委員

そういう状況になったときに、パソコンで打ち込んだものがそちらから配信されるということで、その打ち込みは防災担当でされるということでのいいのですか。

○（総務）小濱主幹

防災執務室にシステムがございますので、そちらからやることになります。

○秋元委員

ぜひ周知もお願いしたいと思います。

◎他市との災害協定について

また、災害協定なのですけれども、この件についてはどのように考えていますか。

○（総務）小濱主幹

現在、小樽市は、他都市との災害時における協定は特に結んでいないのですが、北海道で取りまとめておりまして、道内全市町村を相互に応援しましょうという協定を、北海道の音頭取りで結んでいるものはあるのですけれども、個別に結んでいるところはございません。全道の市町村で結んでいる部分についても、そこまでのホームページの利用などについては入っておりませんので、相手があることですので、すぐ結べるなどということはないのですが、今後、もし他都市とそういう協定を結ぶような場合には、ホームページの利用ということも視野に入れながら考えてみたいと思います。

○秋元委員

防災について、あれもこれもということで非常に大変な状況だと思います。今、防災担当の方は何人いらっしゃいましたか。

○（総務）小濱主幹

防災対策担当参事と防災担当主幹、主査 2 名、担当員 1 名となっております。

○秋元委員

5 名ですか。

（「5 名です」と呼ぶ者あり）

大変少ない人数で非常に御苦労されていると思いますけれども、いろいろな形でぜひ全職員の方が集まって、いろいろな知恵を出しながら進めていただきたいと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

◎ブックスタートについて

次に、今回、ブックスタートについていろいろと質問させていただいたのですが、まず小樽市で行われているブックスタートの事業の流れといいますか、どのような形で行われているのか、もう一度お聞かせいただけますか。

○（教育）図書館長

ブックスタートの実際の流れでございますけれども、保健所で行われる 10 か月児健診時の待合室で、まず親子一組一組に対して、読み聞かせのボランティアが対面で絵本の読み聞かせを行っております。保護者からは、10 か月の乳児が絵本に興味を示すことに大変驚いているという感想も聞かれています。

また、健診の最後に、親に対しまして、親子の触合いの大切さや絵本の読み聞かせの効用について話をさせていただき、絵本を 2 冊プレゼントしております。ほとんどの保護者がブックスタートについて初めて聞いたというこ

と、また、絵本のプレゼントには率直に喜んでおられるということを知っています。

#### ○秋元委員

私も母親の皆さんと話をさせていただいたときに本当に喜んでいらっしゃる方がいらっしやいまして、私自身、実はブックスタートについてあまり詳しく知りませんでした。母親の皆さんから教えていただいて、いろいろと調べますと、ある研究では、ゼロ歳から3歳までの中で、例えば読み聞かせなど、さまざまな刺激を脳に与えることによって、語学力や読解力が増すという話を聞いて、それこそ今日も何人かの委員が教育について質問されておりましたけれども、そういう教育問題や学力問題についても非常に意味があるものだと改めて実感させていただきまして、その後ブックスタートを保健所で受けて、本をいただいてさまざまな説明をいただいて、図書館のさまざまな行事に参加するような場面があるように伺いましたが、本をいただいて、その後、図書館の行事に参加している母親の皆さんの状況がもしわかれば、どのような状況なのかお聞かせいただけますか。

#### ○（教育）図書館長

図書館では、毎週水曜日午後3時から、おはなしの会を開いております。このおはなしの会の出席状況でありますけれども、参加人数につきましては、総数は押さえておりますが、そのうち乳児が何人かというのは統計をとっておりません。しかし、おはなしの会を担当しております職員の話によりますと、以前よりは乳児を連れた親の参加が確実に増えていると感じているようですし、その意味ではブックスタートの効果が少しずつ見えてきたものと考えております。

#### ○秋元委員

私も今回いろいろと勉強させていただきまして、実は私の妻が、私の子供が小学校2年生のときにその学校で初めて読み聞かせの運動をしたということで、妻に聞きましたらブックスタートのことをいろいろと教えてくれました。読み聞かせのこともいろいろと教えてくれたのです。こういう運動については、もちろん今でも小樽市内のいろいろな学校に読み聞かせが広がっていると思いますけれども、活字離れが言われている中で、やはりもっと本に触れる場面といいますか、機会が、小さいころからはもちろんですが、学校の中でも、今、音読についても教育委員会は進めておりますけれども、本を読むということの大切さを改めて感じました。

音読の話で言いますと、ツイッターなどをやっている中で、小樽市内の何人かの方がツイッターの中で音読についてつぶやいておりました。ある父親なのですが、家に帰ったら娘が声を出して一生懸命何かやっているのだということをつぶやいておまして、何回かにわたって、家で本を読んだり一生懸命声を出してやっていたりする姿に非常にびっくりしたということが書かれていまして、学校でやることを家庭にやらせているのではないかというような話が一時ありましたけれども、そのようなことは全然なくて、やはり家庭における教育のあり方をしっかりと見直していかなければいけないという中で、今回のブックスタートについても触れさせていただいたのですが、本に触れる機会をぜひ市内でも増やしていただきたいと。

最後に1点、母親の皆さんから、プレゼントされる本が選べればいいなという話があったのですが、予算の部分もあると思うのですが、今回、第3子から本が選べるという話を伺いましたが、第2子ではなく第3子からとなった理由がありましたらお聞かせいただけますか。

#### ○（教育）図書館長

第3子から変えることができるようになった経過についてでありますけれども、これにつきましては、保護者から、少しずつではありますが、ほかの本が選べるようになればという要望もありまして、小樽市ブックスタート協議会で検討させていただきました。あくまでも同じ本を、という考え方もありましたけれども、そういった要望が少しずつ増えてきたことを考慮いたしまして、第3子以降につきましては、2冊のうち1冊を変えることができるようにいたしました。

## ○秋元委員

母親の皆さんの切実な要望といたしまして、第 2 子から違う本がいただければという思いが聞かれました。一人一人にマイブックといえますか、その本が個人のものだという考えはわかったのですけれども、1 人の親として言わせていただければ、同じ本が家に 2 冊も 3 冊もあるということで、親としては違う本が欲しいなという声がありましたので、第 2 子から選べるような状況ができれば非常にいいと思います。ブックスタートを進めている団体の方と話をされる際に、ぜひこういう声がありましたということでお伝えいただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

## ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

---

## ○林下委員

### ◎UPZ の範囲について

まず、UPZ の範囲の拡大の問題ですけれども、この間、市長が非常に熱心に範囲拡大を訴えてきましたが、最近の新聞報道などを見ますと、30 キロメートル以内ということが報道されております。私も非常に気になっておりまして、これはどういうことなのかという質問をしましたところ、現時点では道の方針が報道されているだけであって、正式に決定されたものではないという御答弁をいただいたのですけれども、そういう理解でよろしいでしょうか。

### ○総務部参事

UPZ の範囲についてですけれども、まず幾つか前提がございまして、国から原子力災害対策指針が出まして、その中で目安として UPZ は 30 キロメートルとするという指針を受けております。それで、北海道も原子力防災計画の中で最終的に決定するというようになっております。

それと、いろいろな状況も出ておりまして、国が行った放射性物質の拡散シミュレーションがございまして、国際基準の中で 7 日間の積算量が 100 ミリシーベルトで避難すべき区域というのがございまして、その中で北海道の泊発電所につきましては、たまたまシミュレーションの結果が 30 キロメートルの内側に入りましたので、道としては当初の想定どおり 30 キロメートルを UPZ にするという見解を伺っております。ただ正式には、今、北海道の中でこれを受けて原子力防災計画の修正を行っていきまして、残すところは、年明けに防災会議を経て正式になるのではないかとということで、国から 3 月までにつくりなさいという指示もあるので、そういう形で、いずれにしても正式には年明けになるのではないかとという話でございまして。

### ○林下委員

年明けには恐らく 30 キロメートルということになるのではないかとという見解だったと思うのですけれども、市としては引き続き、後志全域が UPZ の範囲となるよう、働きかけを継続していくという理解でよろしいですか。

### ○総務部参事

市長はじめ私どもも、UPZ の 30 キロメートルという一つの目安が昨年出してから、同心円だけではなく風向きなども考慮して、科学的な根拠に基づき決定してもらいたいという考えで求めてまいりましたけれども、このたびの 30 キロメートルという原子力災害対策指針の目安も出まして、それらに加えて、先ほど申し上げましたように拡散シミュレーションで一つの結果も出ておりますので、それも 30 キロメートル圏内という、これは一つの科学的な根拠であると考えておりますので、したがって、今後、UPZ の拡大を求めていくという考えはございません。

### ○林下委員

あえて答弁は求めませんが、やはり拡散シミュレーション、SPEED I のデータの誤り、いろいろな経

過があって、このことについてはこれからももっと精査していく必要があるのではないかと考えていますので、ぜひ今後の取組の中ではそういったことも含めて議論していただきたいと思います。

#### ◎泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（案）について

それから、先ほど報告がございました泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書（案）なのですが、再稼働に対する同意は含まれていないということだったのですが、この安全確認協定（案）で言えば、泊村しか同意は必要ないということではないのでしょうか。

#### ○総務部参事

この同意というのは、法的にも今のところありませんし、協定の中の協議事項にもございません。

#### ○林下委員

今までのいろいろな経過からいえば、地元の同意というのが実は結構重要視されているという形なのですが、圏域全体が同意の対象になるというのは、なかなか難しい課題なのかもしれませんが、やはり何らかの意見反映というものを盛り込んでいただくのが基本ではないかと考えていますので、最終的に安全確認協定（案）に同意することについては理解できるのですが、ぜひそういう観点でこれからも議論を進めていただきたいと思います。

#### ◎北海道原子力防災訓練について

次に、10月24日、北海道が行いました北海道原子力防災訓練ということで、30キロメートル圏内から圏外への避難訓練、これは放射性物質や放射線による被曝の影響を少なくするために行う避難訓練、あるいは緊急被曝医療活動訓練、放射性物質の汚染の確認や除染などを行う訓練、住民生活保全訓練、避難所での必要な対応についての訓練、こういったものが小樽市でもグランドパークを中心に行われたということでもあります。私も訓練の様子を見させていただいたのですが、小樽市職員も非常に緊張感のある重要な任務を遂行していると思って見ておりました。

先般の本会議での質問で、市長はオブザーバー参加で避難者を受け入れるだけだという認識での御答弁をしておりましたが、30キロメートル圏外であっても、風向きによっては小樽市も避難対象になる場合もあると、あるいは、さまざまな分野で小樽市が支援を担う一番身近な都市として、30キロメートル圏外だから蚊帳の外では大変なことにならないのではないかと私は感じております。

この訓練を通じて小樽市の役割あるいは担当した任務など、それぞれいろいろな問題点や課題があったと思うのですが、どのような分析をされているのか、あるいは北海道への要望も含めてありましたら見解をお示ください。

#### ○総務部参事

市長が代表質問でも答弁いたしましたけれども、今回の訓練に委員も来て私どもと一緒に行動していたものから、概要はわかっていると思うのですが、今回、小樽市の役割というのは補助的な部分で、今、広域の避難計画がないものですから、本来であればその避難計画に基づいて、受入れ先の本市もその計画に基づいて行動したり、あるいはいろいろな対策を講じたりすることができるのですが、それが無い中で行いまして、当然、道が主体なものですから、受付の部分でいろいろなこともありまして、意思の統一、指揮の統一等がなかなかできなかったということがあります。

ただ、北海道で今までずっと4町村でしかこの訓練を行っていなかった、今年初めて拡大して行ったということで、道もやはりいろいろな問題点や課題点を出してくれということがありますので、道に対しましては幾つか本市も出しておりますけれども、今後、道と後志管内の市町村の担当者が定例的に集まる会議もありますので、そういったものも通じてその課題を出して、道の検証の材料としてもらいたいと思っています。

ただ、本市といたしましても、実際に訓練に参加した中で、これはまずい、あるいはこうしたほうが良いという

ような実感もやはり持っていますので、それらを次回の訓練に反映していきたいと思っております。

#### ○林下委員

いろいろな思いで私も見ておりましたが、1点だけ、福島第一原発事故の際に、原発周辺から避難すべき住民というのですか、例えば救援に来てくれるはずのバスが来ないとある町長がインタビューに答えて、非常に悲痛なインタビューだったと思うのですが、そのときになぜこういうことが起きたのかといえば、防護服が、もちろん救援に向かうバスの乗務員にも支給されていない、用意もされていない、どこが用意するのかというような混乱があったと理解しているのですけれども、これは忘れることができない印象だったのですが、今度の北海道の原子力防災訓練についても、御承知のとおり、防護服を着用していたのは医療関係の方々のみで、防護服を着用している方はほとんど見ることができなかったという状態です。こういうことを踏まえまして、関係4町村、あるいは消防、警察、避難に当たる従事者の防護服は、最低限、今、用意すべきものではないかと思っています。

それで、自治体や道の関係では、これからもいろいろな形で増備は可能と思うのですが、一番問題なのは、指定公共機関あるいは指定地方公共機関、公的団体という分類にされているところは、自前でこういったものを用意することはなかなか難しいのではないかと。したがって、これは小樽市が用意するというにはならないにしても、何らかの公的な支援が必要ではないかと思って見ていたのですけれども、その点についてはどのような御理解をされていますか。

#### ○総務部参事

防護服の件については、今までも委員からいろいろとあったのですけれども、まず考え方といたしましては、安全協定を結んでいる4町村は、当然、そういった防護服は用意しています。UPZの30キロメートル圏内の自治体については、当然、道で防護服を用意されることになります。ただ、福島第一原発事故のような事案が発生した場合には、道の広域避難計画の中でどこのバスをどの町村に向ける、あるいはその自治体を持っているバスを使うという場面になったら、放射線の線量率の度合いによって、そういったものを用意するなど、そのようなことも含めて、先ほど言いました北海道の原子力防災計画の中に盛り込んで、今、作業が進められると伺っております。

#### ○林下委員

##### ◎大規模停電に対する危機管理について

次に、大規模停電と危機管理については、この間、多くの議員から質問も出ておりますし、いろいろなやりとりがありました。私も一般質問でやろうと思ったのですが、時間がなくてできなかったのですが、室蘭市や登別市や伊達市で、約5万6,000世帯という非常に大きな停電がありました。この停電をもたらした原因は、送電用の鉄塔の倒壊ということで、記録によれば1972年以来の事態だったと。ただ、鉄塔は風速40メートルに耐えられる設計だと言われていたのが、今回、風速は24.2メートルということで、湿った雪の重みなど、いろいろな要素が加わっているとは思いますが、北電に対しては、こうした気象条件を考慮して今後の対応を考えていただかなければ、再びこういった問題が起きる可能性があるということで、これは理事者に答弁を求めているわけではないのですが、非常に大きな教訓を残したと思うわけであります。

それで、自治体にとっては、先ほどから議論がありますように、緊急時の情報伝達のあり方にいろいろと課題を残して、これは全国の自治体がそういう課題を抱えていると思うのですが、ぜひそういう観点でこれからも取組を強化していただきたいと思っております。

それで、1点だけ質問させていただきたいのですが、冬期間の長時間の停電は生命にかかわるということで、非常に大きく取り上げられております。それで、長期間の停電と避難所の設置のタイミングについては、どの程度の時間で開設するというふうを考えているのか、その点について伺います。

#### ○（総務）小濱主幹

大規模停電時の避難所開設のタイミングということなのですが、小樽市では、大規模な停電が発生した場合に、

庁内に災害対策連絡室、本部を設置するなどして、停電地区の状況、その地区の要援護者をはじめとした市民の状況などの情報収集を行いまして、復旧の見込みなども踏まえて、避難所の開設など対策を実施していくこととなります。

避難所の開設につきましては、停電時間が半日といいますが、日中と夜間などの時間帯、また、要援護者が多い地域、その状況によりまして違いがありますので、何時間からということを一概に申し上げることはなかなか難しいところがございます。ただ、復旧の見通しが全然つかない場合、復旧までに一晩以上かかる場合、また、それより短い時間におきましても、先ほど言いました地区の状況などによりまして開設することも考えられます。

いずれにいたしましても、庁内の連携、先ほどおっしゃいました北電との情報交換、関係機関との連絡を密にし、まして情報収集をしっかり行うなど、適切な時期に避難所を開設するよう努めてまいりたいと考えております。

#### ○林下委員

今、御答弁がありましたように、情報収集は非常に大きな課題だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

#### ◎石狩湾新港港湾計画の一部変更（案）について

続きまして、石狩湾新港港湾計画の一部変更ということで先ほど御報告がありました。これによりますと、陸上の風力発電計画については直接的には関係ないということで理解もできたのですが、一般質問で風力発電に対する危険性の指摘がありましたが、私どもは基本的に脱原発の推進の立場から、再生可能エネルギー推進のためには、できる限りそのリスクというものをなくす努力をした上で、陸上の風力発電についても実現できないかと考えております。

風力発電に対しては昔からいろいろな取組がありまして、私たちがそういう取組にかかわってきた経緯がありますけれども、当初は、低周波の認識、環境対策、あるいはバードストライク、これまではこういった対策に対して認識が非常に不十分であったと思いますが、低周波対策については、いろいろな研究や機器の改良なども進んでいると言われておりますし、バードストライクや環境対策という面でもいろいろな研究が進められておまして、現在では総体的には高圧送電線網のリスクよりも、そうした軽減したようなことが可能になっていくのではないかと論文もあります。重厚長大な原発と長距離の送電線網は、いろいろなリスクが伴うと思いますし、膨大な経費ということで電気料金にもはね返っております。こういった部分は既に多くの人が理解もしているし、この分野については反論もほとんどないと理解しております。

エネルギーの地産地消、スマートグリッドと言われておりますけれども、原発の限りないリスクを考えれば、結論としては、小樽市としても事業者と十分な協議をしてリスク対策をやっていただいて、陸上の風力発電、洋上の風力発電についても取組を進めていただきたいと思うのですが、市の所見を伺います。

#### ○（総務）企画政策室山本主幹

ただいまのリスク回避の件でございますけれども、市として直接的に対策してリスク回避ということは、今のところ想定はできないのですが、今後、事業者が環境アセスメントをやっていくということで、この辺につきましては十分に検討していただいて、何か問題があった場合には適切に対応していただきたいと思いますし、事業者には申し入れてございますし、新しい知見ができた場合についてもそれぞれ検証していただくということも話しております。ですから、今後とも、そういう面を含めて事業者には伝えて、リスク回避に極力対応していただきたいと思いますと思っております。

#### ○林下委員

私も市側にリスクの対策をとれという考えはありませんけれども、市として協力できる分野については今後もしっかりとやっていただきたいと思いますと思っております。

#### ○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、一新小樽に移します。

○成田委員

年末ですので、簡潔に 1 点だけやらせてもらいます。

◎学校内における不適切な措置に対する対処法について

学校内における不適切な措置に対する対処法について伺います。

たぶん今までも議会等でそういった話はされていると思うのですが、改めて細部まで伺います。学校内で体罰や不適切な措置、若しくは教育的に芳しくないような行為がとられた場合、一体どういうルートを通して、教育委員会、教育部に報告されるのかお答えいただけますか。

○（教育）指導室石山主幹

体罰等の報告についてでございますが、そういった校内で起きたことにつきましては、校長から報告を求めています。

○成田委員

というのは、例えば内部で起きて、保護者が学校に言えば当然校長が対応する、それ以外に、保護者から直接来るとした場合、若しくは教員が直接来るとことは基本的にはなくて、大体は校長が窓口になるという考えでよろしいのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

その事案によりましては、校内で起きました教員による不適切な対応などにつきましては、当然校長が把握するところでありまして、校長が報告することを求めています。ただ、保護者からの相談という形で教育委員会が先に知るところになるということも確かにございます。そういった場合は、逆にこちらから校長に、事実を確認の上、報告を求めるというルートになっております。

○成田委員

今のようなパターンも考えられるということですが、基本的には校長が窓口になると。結局、これが不適切だとか、これは体罰に値するとか、そういう判断をするのは、校長の主観になるのでしょうか。その部分で、例えば体罰とまではいなくても、教員から不適切な言葉がけが児童・生徒にあったというようなことでも、報告しなければならぬことなのかどうかという判断基準のようなものを設けているのか、それとも、これはあくまで校長が各学校で判断しているのか、その辺についてお聞かせ願えますか。

○（教育）指導室石山主幹

体罰等の判断についてでございますが、文部科学省から判断についての考え方が示されておりますので、その考え方に従って判断することとなります。概要を申し上げますと、体罰に当たるかどうかにつきましては、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所、時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考えて、個々の事案ごとに判断する必要があるという考え方が示されております。

○成田委員

さまざまな場所と状況によってというのはあると思うので、細かく基準を設けるといのは、やはりどうしても難しいと思うのです。ただ、その部分についてあまりにもおらかな校長がいて、このぐらいなら大丈夫だという方、逆に非常に細かくそういうことを判断される方、いろいろな方がいらっしゃると、学校ごとでどうなのだろうという話になりかねません。今、総合的な判断とおっしゃいましたけれども、そういった部分の判断の仕方、それに関する知識を仕入れる、そういったことを校長などに教育部として何か指導する、若しくはそういう研修を行うということは、ふだんからされているのでしょうか。

○（教育）指導室石山主幹

校長への指導であります。委員の御指摘のとおり、そういった事例につきましては、慎重な判断、対処の必要

性が求められるところでありますので、校長には適切に報告を行うよう指導しているところでありますけれども、御指摘のような面もございます。そのようなこともございますが、体罰はいかなる場合においても許されるものではないという大前提に立って、校長が報告したことにつきましては、教育委員会としましても事実関係の把握からまず押さえて、そして適切に対応できるように、校長と連携しながらやっていくということを実際には行っております。

#### ○成田委員

体罰については、手を上げてしまったとか、そういったことであれば、ある程度お互いが認識し合っていて、お互いやった、やられたというのはわかる場合が多いのかなとは思いますが、そうではない、例えば言葉の部分もしか、ほかの部分で不適切な部分があったとするのであれば、見解がどうしても割れてしまう可能性があります。校長にとっては一般的な指導の一つだったけれども、保護者からするとやりすぎだという部分が、もしこういうふうに起きてしまった場合、どうするのかと。例えば、体罰だと本人は思っていなくても、保護者は体罰だと思った、このようなことがもし起こってしまって、お互いがやった、やらないの水かけ論になると、それはだれも証明できなくて、結果的にはどこにゆだねるのか、裁判にするのか警察にするのか、いろいろなパターンが出てくると思うのですが、少なくとも保護者と学校側の見解が違うパターンが出てくると、学校内にとっても、当事者の保護者、児童・生徒にとっても、あまりいい影響を与えないのではないかと思います、こういうことが起こった場合はどのように考えられますか。

#### ○（教育）指導室石山主幹

学校と保護者の対立、そういった状態は、委員の御指摘のとおり、決して子供にいい影響を与えるものではないという認識を持っています。望ましくない状況であるという認識を持っています。いずれにしましても、双方が事実関係を確認の上、お互いに理解し合っておさめていくというのが基本的な形であると思っています。

#### ○成田委員

そこを学校側と保護者で話し合ってお互いが納得すれば、それにこしたことはないのですが、そのまま決裂してしまった場合、お互いが主張を譲らなかった場合が少なからず出てくるかもしれない。逆に、児童・生徒がうそをついて教員にたたかれたと言うなど、一度そのような報告が入ってしまったら、たとうそをついていたとしても、無視するわけにはいかないわけです、もしかしたら本当かもしれない。そのようなパターンが複数考えられます。もしかしたら、モンスターペアレントと言われるような保護者が過剰に判断してしまって、こういうふうにやられたと言われて、学校側としては本当にしっかりとやっていたのに、というさまざまなパターンが考えられると思うのですが、結局、これをどこが調査していくのかとなったときに、どうしても教育委員会でやってしまうと、学校側をかばっているのではないかという形になりかねないと思うのです。そういったことを考えると、中立性のある第三者機関があるといいのではないかと、そういう部分の設置が必要ではないかと考えるのです。

第3回定例会で新光保育園の件もありましたけれども、保育所には第三者委員会がなかったり、第三者委員会を設けていてもそのメンバーがその園の理事長だったり、身内だったりということで、結局ほとんど機能していないということが結構あるらしいのです。

このように保護者と学校側の主張が食い違った場合に、内部だけで炎上させてしまったら、先ほどおっしゃったようにいい影響を与えないと思うので、ぜひそういった機関の設置を考えていただけないかと思うのですが、どうでしょうか。

#### ○（教育）指導室長

教育委員会としましては、第一義的に事実確認をしっかりとする、このことが一番大事だと思っております。ですので、当該の学校及び保護者について事実確認を行う、ただ、委員がおっしゃるように、そこにそごが生じてかなり困難を来すような場合、また、事案によっては非常に重大な事案に発展する場合、そういう場合につきまして

は、中立性という部分で疑義が生じてしまう、疑われてしまう、いろいろなことが考えられます。私どもが中立性を保とうとしても、それが理解されない場合もございます。そのようなときには、第三者委員会、これはやはり大津市の事件以来、札幌市でもこの間ございましたが、そういうものがやはり必要ではないかと判断してございます。

#### ○成田委員

設置の方法としては常設にするのか、こういうときがあったときすぐ立ち上げるような形にするのか、さまざまなパターンがあると思います。それほど頻繁に起こることではないと思いますので、後志で広域でやるのか、いろいろな方法もあると思いますので、そこはぜひ調査していただいて、なるべくなら、当然ですけれども、保護者と学校側が対立して、そのままそこでお互いが結果的に不幸に終わったということにならないような仕組みをとっていただければと思います。

#### ○委員長

一新小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時11分

再開 午後 4 時30分

#### ○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

#### ○小貫委員

日本共産党を代表して、議案第26号は可決、継続審査中の陳情はすべて採択を主張して討論を行います。

最初に、議案第26号小樽市非核港湾条例案についてです。

中曽根康弘元首相が、アメリカ軍が日本に核兵器を持ち込むことを容認した日米核密約について、防衛庁長官になって知ったと著書で証言しました。1983年の首相就任時のとき引継ぎを受けていましたが、それより早い70年の防衛庁長官就任時に知っていたこととなります。さらには、核政策の継承については、首相官邸ではなく、外務省主導でしたと証言しています。2010年3月9日に政府が公表した外務省調査結果と有識者委員会の報告は、討論記録の存在を認めながら、暗黙の合意で明確な合意ではないなどと、核の持込みの密約だったことを否定しています。しかし、中曽根氏の証言は、核持込み密約が暗黙の合意ではなかったことを示すものです。ですから、寄港は事前協議の対象外という核密約を廃棄し、核兵器を積んだ軍艦は事前協議をさせるようにすることが求められています。しかし、それは国政の場話となります。

地方自治体、また一港湾管理者として核の持込みを許さない道は、非核証明書の提出を求める非核港湾条例の制定です。皆さんの賛同をお願いするものです。

継続審査中の陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号、第293号ないし第308号についてです。

総合計画の前期実施計画が来年度で終わります。しかし、一向に建設地を公表しようとしません。住民の新・市民プール建設を求める声に背を向け、住民自治の見地からも大変問題があります。小樽市室内水泳プールは、市民の健康維持、娯楽、競技のために利用され、幅広い年代、階層の人々が、年間で5万人通っていました。2007年当時から、小樽市は建設地がないと言ってきました。一体どれだけの時間をかけて探しているのか。道内主要都市で市営室内プールがないのは小樽市だけです。

一刻も早いプール建設を求める願意は妥当であり、いずれの陳情も採択を主張し、委員各位の御賛同を呼びかけ

まして、討論といたします。

**○委員長**

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第26号について採決いたします。

可決とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立少数であります。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第2号ないし第145号、第151号ないし第280号、第283号ないし第289号及び第294号ないし第308号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、陳情第293号について採決いたします。

継続審査とすることに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

**○委員長**

起立多数であります。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長**

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。